

琵琶湖森林づくり条例の改正および琵琶湖森林づくり基本計画（第 2 期）の策定について

1 琵琶湖森林づくり条例の改正について

琵琶湖森林づくり条例は、森林の多面的機能の持続的発揮を図ることにより、琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成 16 年 4 月に制定したもの。今回新たに顕在化する課題に対応するため、改正を行う。

(1) 森林・林業を取り巻く現状と課題

- 人工林資源が利用期を迎え成熟する一方、林業生産活動の低迷等により伐採・植栽が行われず高齢化が進み、持続的な資源利用が困難化。手入れが進まない奥地の人工林は針広混交林を図り、また条件の良いところは林業生産活動を促すなど、現地の条件に応じた森林整備を行うとともに、伐採の促進や適切な更新を図る必要がある。
- 県産材の活用は着実に増加。住宅や公共施設など様々な用途で需要を喚起し県産材の地産地消を推進する必要がある。
- 県内各地で森林づくり団体が設立されるなど、県民協働による森林づくりが進展。全国植樹祭開催を機に、県民が一体となって水源林を守り育てる本県らしい取組を進める必要がある。
- 「やまのこ」の実施が定着。次代の森林を支える人づくりを推進するため、森林環境学習や「木育」を継続して実施する必要がある。
- 近年の台風や集中豪雨等の気象災害の頻発により、森林への風倒木等の被害だけでなく、電線や道路等のライフラインが寸断されるなど、県民の暮らしに直接影響する被害が増加。災害に強い森林づくりに取り組む必要がある。
- 農山村では、過疎化・高齢化等により、地域の森林が放置され適切な管理が困難な状況となっている。森林づくりの基盤となる農山村の活性化を図る必要がある。

(2) 改正を検討する項目

ア 重視すべき機能や条件に応じた適切な森林づくりの推進

間伐を推進するとともに、重視すべき機能や立地条件に着目し、適切な森林への誘導や確実な更新を図る。

イ 災害に強い森林づくりの推進

県民生活に支障を来さないよう、災害に強い健全な森林づくりに取り組む。

ウ 森林・林業と農山村の活性化の促進

農山村地域において、様々な森林資源や地域資源に着目し、これを有効に活用して、地域外の多くの人々との関係性を作り出すこと等により、地域の活性化を図る。

エ 県産材の利用の促進（第 17 条の拡充）

本県の森林や林業・木材産業を取り巻く現状を踏まえ、川上から川下までを通じた、より一層の県産材利用の促進を図る。また森林の重要性や木を使うことへの理解を促す「木育」に取り組む。

オ 広域的な課題への対応（第 15 条の見直し）

条例第 15 条では県、市町等への提案その他の活動を行うことを目的とし、流域を単位とした森林づくりの組織の整備の促進に必要な措置を講ずることが規定されており、これまで県下 6 流域で組織化が図られるなど、十分に役割を果たしてきたところ。

一方、上記 ア～エ のような近年顕在化する課題に対しては、より広域的な視点での取組が必要であるため、条例第 15 条の見直しを行い、県域と地域別での対応を重視する。

2 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の策定について

現基本計画が令和2年度（2020年度）に終期を迎えることから、令和3年度（2021年度）から始まる次期計画の策定を行う。

（1）琵琶湖森林づくり基本計画の位置づけ

琵琶湖森林づくり条例第9条の規定に基づく計画（条例に示す理念を実効あるものとするための基本的な計画）。滋賀県基本構想および第5次滋賀県環境総合計画に基づき、他の計画と調和させるとともに、森林法に基づく地域森林計画と整合を図る。

（2）計画期間

令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）（10年間）

（3）琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の考え方

滋賀県の森林の将来の姿としてのビジョンを示すとともに、現基本計画の総括や対応すべき課題を踏まえ、10年後の目指す姿を検討する。

あわせてこの目指す姿の実現のため、この10年間で必要な施策について盛り込む。

ア 琵琶湖森林づくり基本計画（第1期）の達成度の評価

現計画に規定する長期的な指標（基本施策）と中期的な指標（戦略プロジェクト）の達成度を検証し、評価を行う。

イ 新たに顕在化する課題への対応（条例改正に基づく）

- ・人工林資源は利用期を迎え成熟する一方、伐採が進まず高齢化が進行
- ・頻発する台風や集中豪雨などの気象災害による風倒木等被害の増加
- ・農山村における過疎化・高齢化の進行、適切な管理が行われない森林の増加
- ・川上から川下までを通じた県産材利用の一層の促進
- ・第72回全国植樹祭を機に県民一体となって水源林を守り育てる本県らしい取組の推進
- ・市町が中心となる新たな森林経営管理制度の推進
- ・林業への新規就業者の確保、既就業者の技術指導等の人材育成等の推進 等

3 今後の取組予定

条例改正の手続きと並行して第2期基本計画策定を行う。

令和元年 9月 森林審議会に、琵琶湖森林づくり条例および琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）策定の諮問

令和元年 10月 常任委員会に検討状況の報告

令和元年 10月 ～令和2年2月 タウンミーティング、県民意見交換会等の実施

令和2年 4月 森林審議会から、琵琶湖森林づくり条例改正について答申

令和2年 6月 森林審議会から、琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）について答申

令和2年度内

- ・琵琶湖森林づくり条例改正（案）について、県民政策コメントを経て、11月定例会議に上程
- ・琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）について、令和2年度内に、計画（案）について県民政策コメントを経て、策定

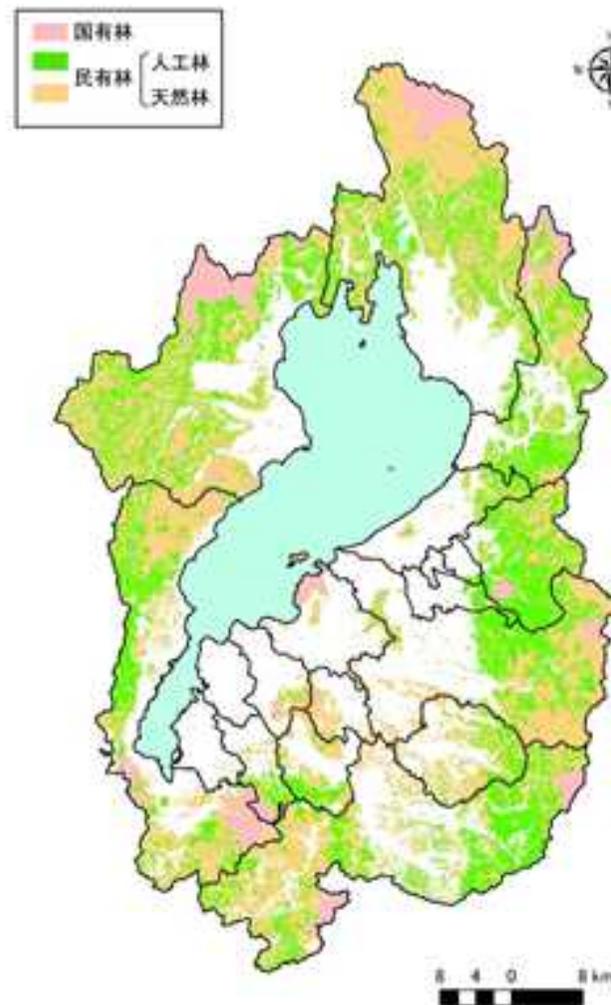
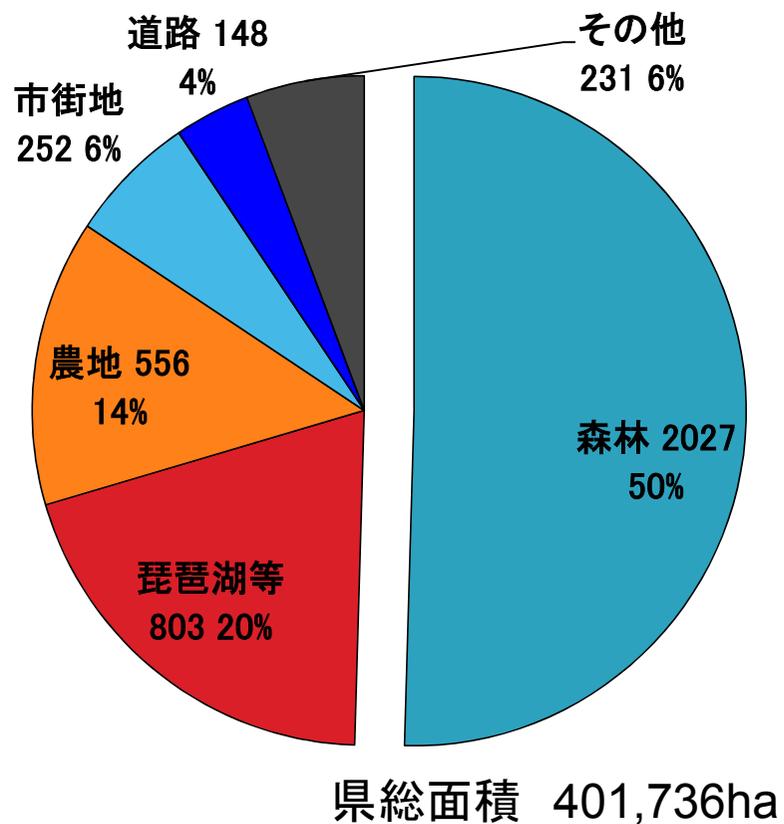
第125回 滋賀県森林審議会

滋賀県の森林・林業における 現状と課題について

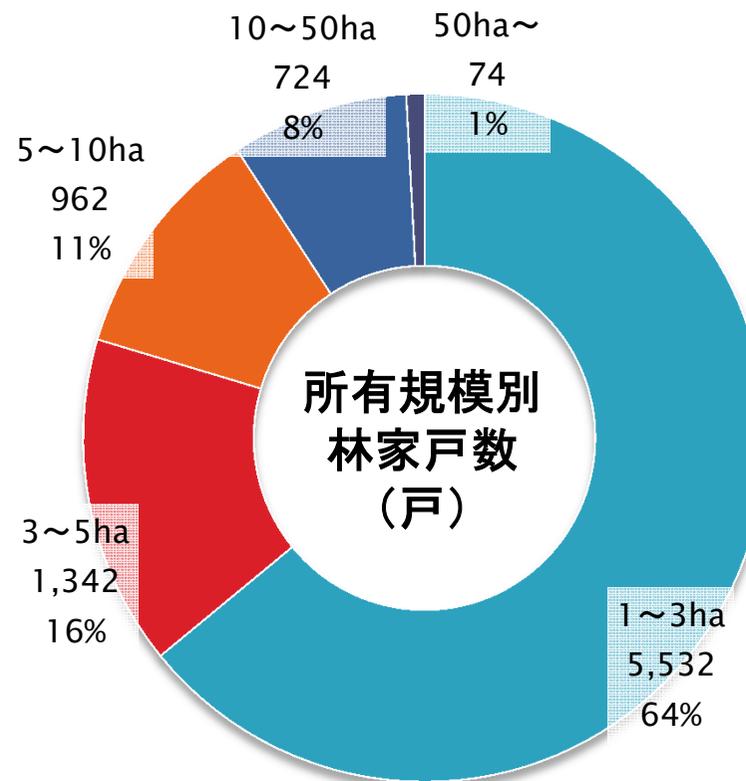
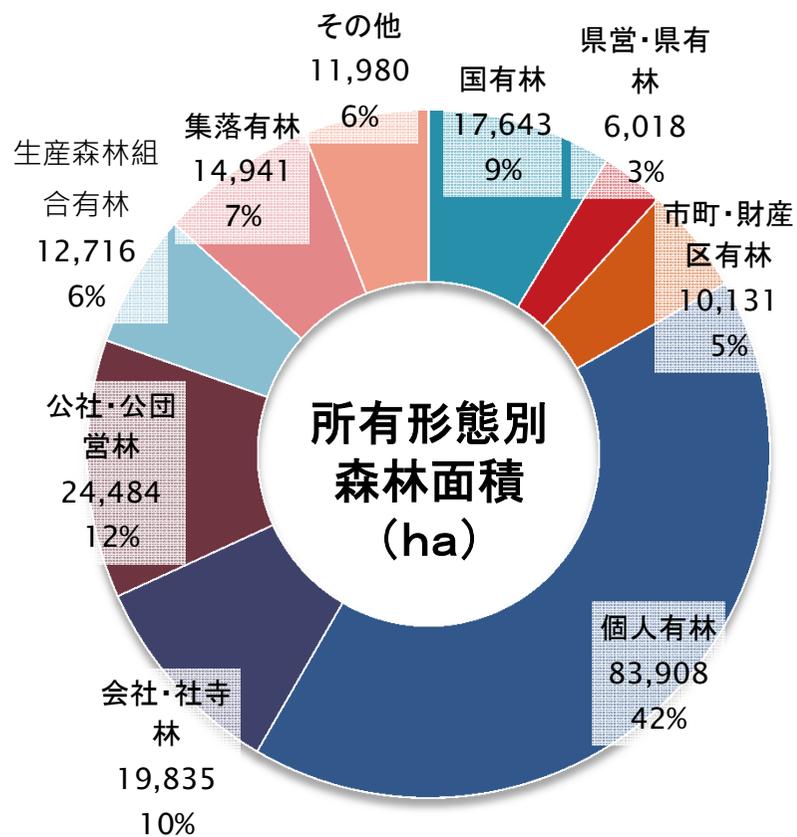
滋賀県琵琶湖環境部森林政策課

滋賀県の森林の状況

滋賀県の約半分は森林
(琵琶湖の約3倍)

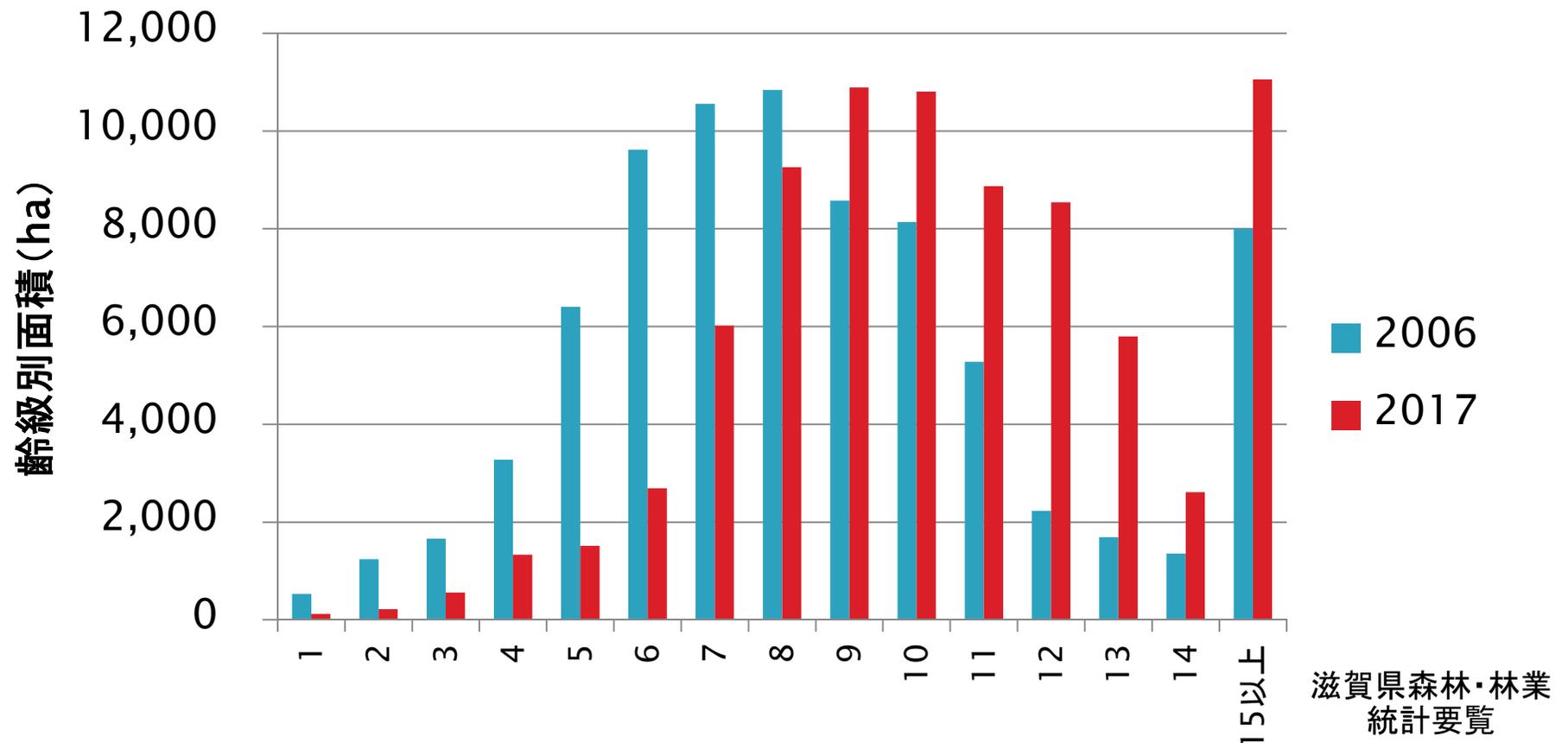


森林の所有形態



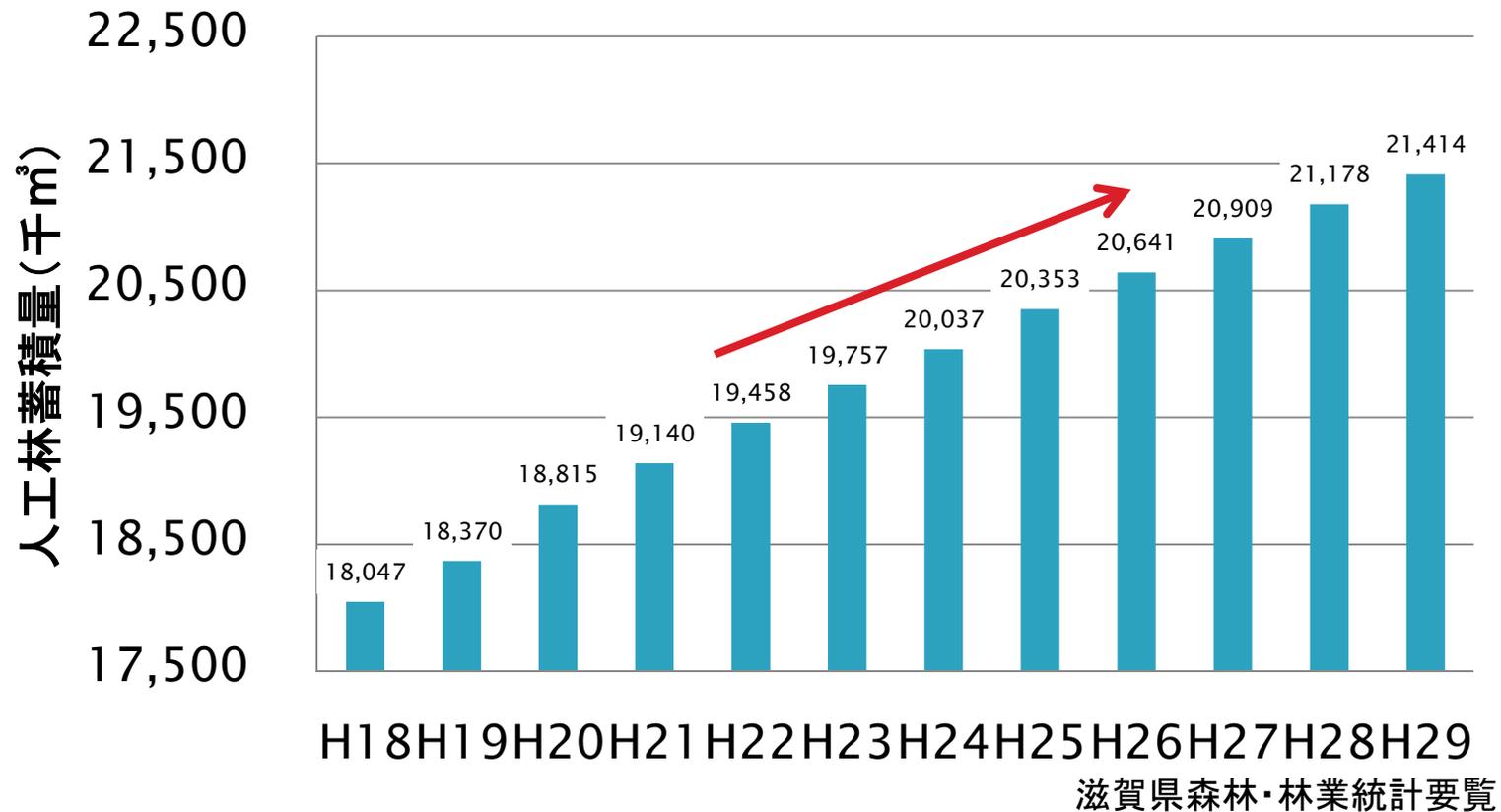
出典: 滋賀県森林・林業統計要覧
2015 農林業センサス

人工林の齢級別面積(民有林)



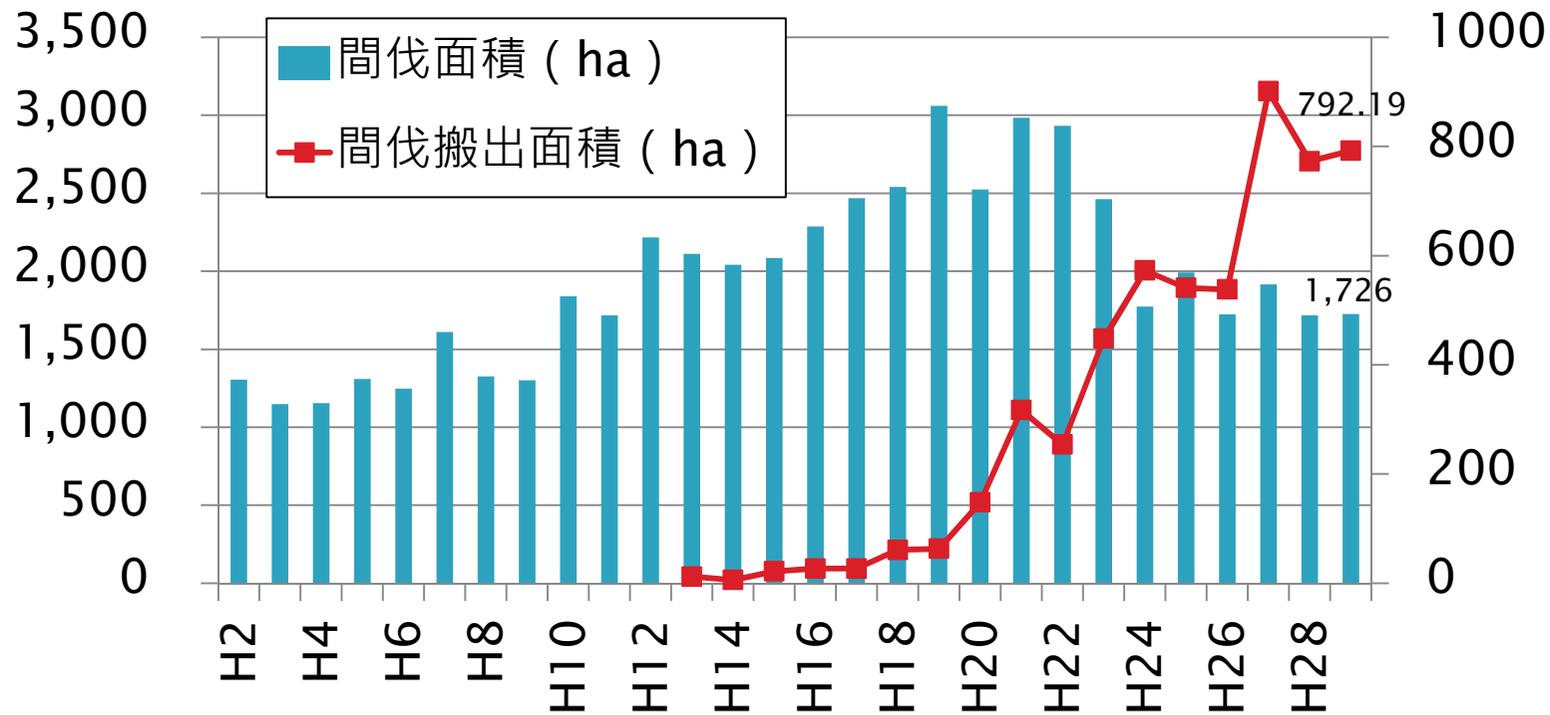
- ・第1期計画期間で、森林資源は本格的な利用期に入っている(主伐による利用が可能な10歳級以上の森林が57%)
- ・主伐・再造林が減少したこと、また第1期計画では長伐期化を推進したこと等により、高齢化が進行。

人工林蓄積量の推移



- ・人工林蓄積量は毎年20万m³以上増加
- ・蓄積量増加の範囲で、環境に配慮しつつ適切に活用していくことが必要

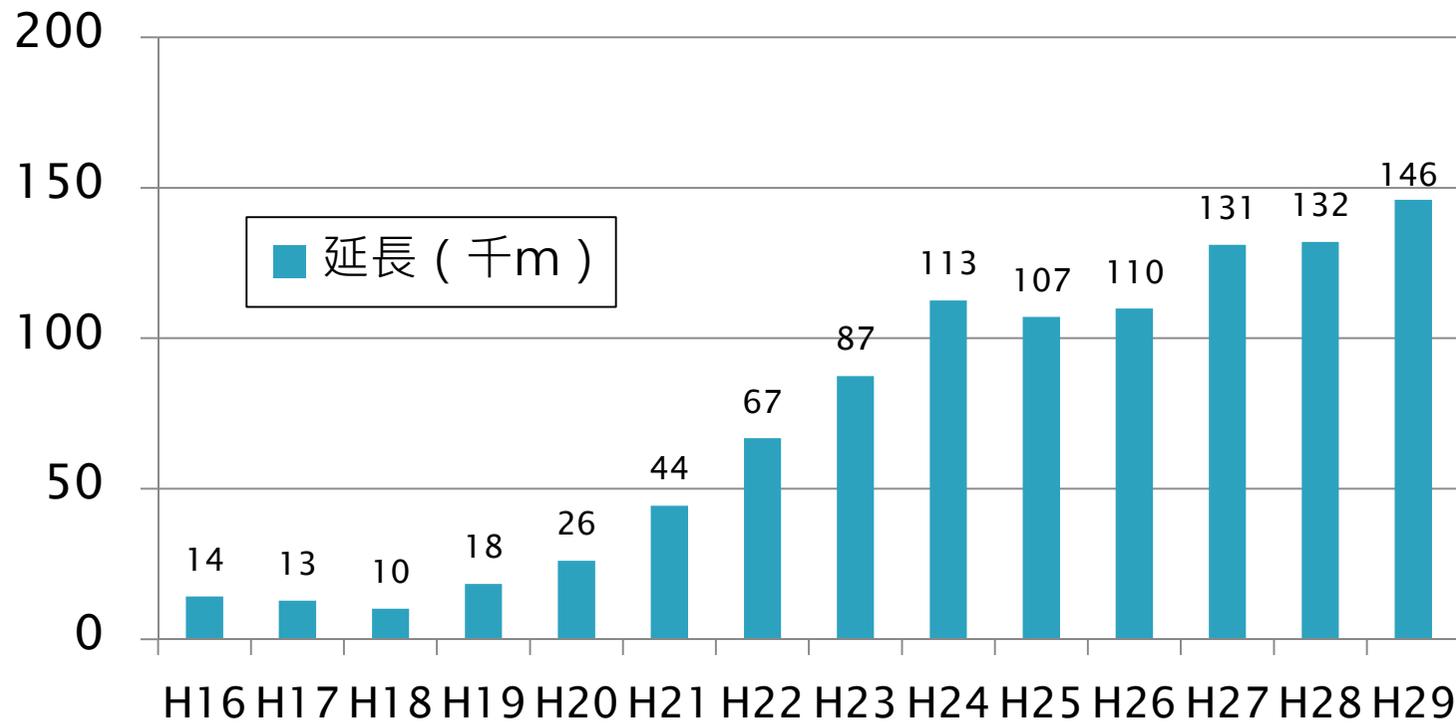
間伐実施面積、利用間伐面積の推移



滋賀県森林・林業統計要覧

・近年は成熟期を迎える林分が増加、間伐材を資源として活用する利用間伐が増加、結果として間伐面積全体ではやや減少し、年1700ha前後で推移

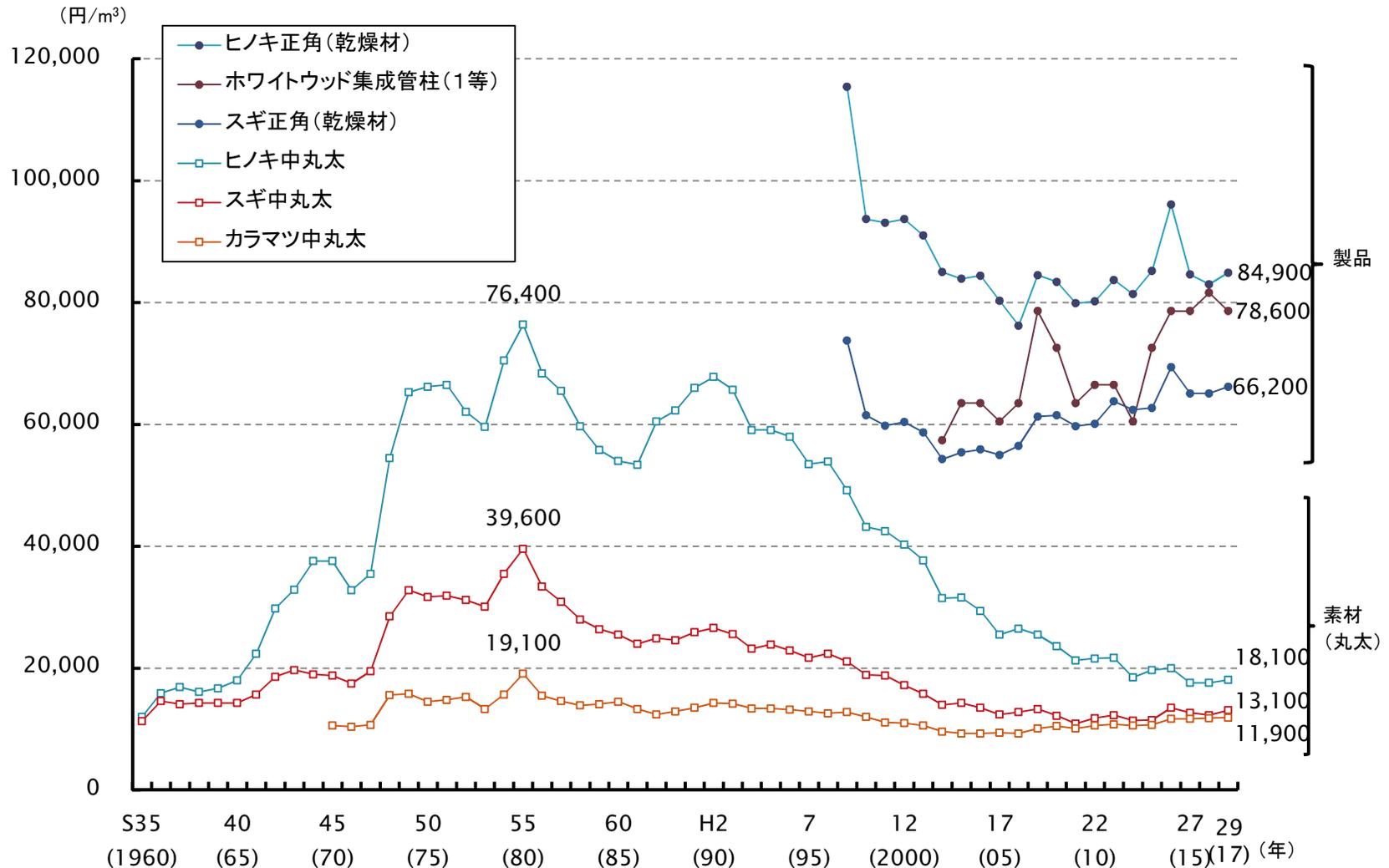
作業道開設延長の推移



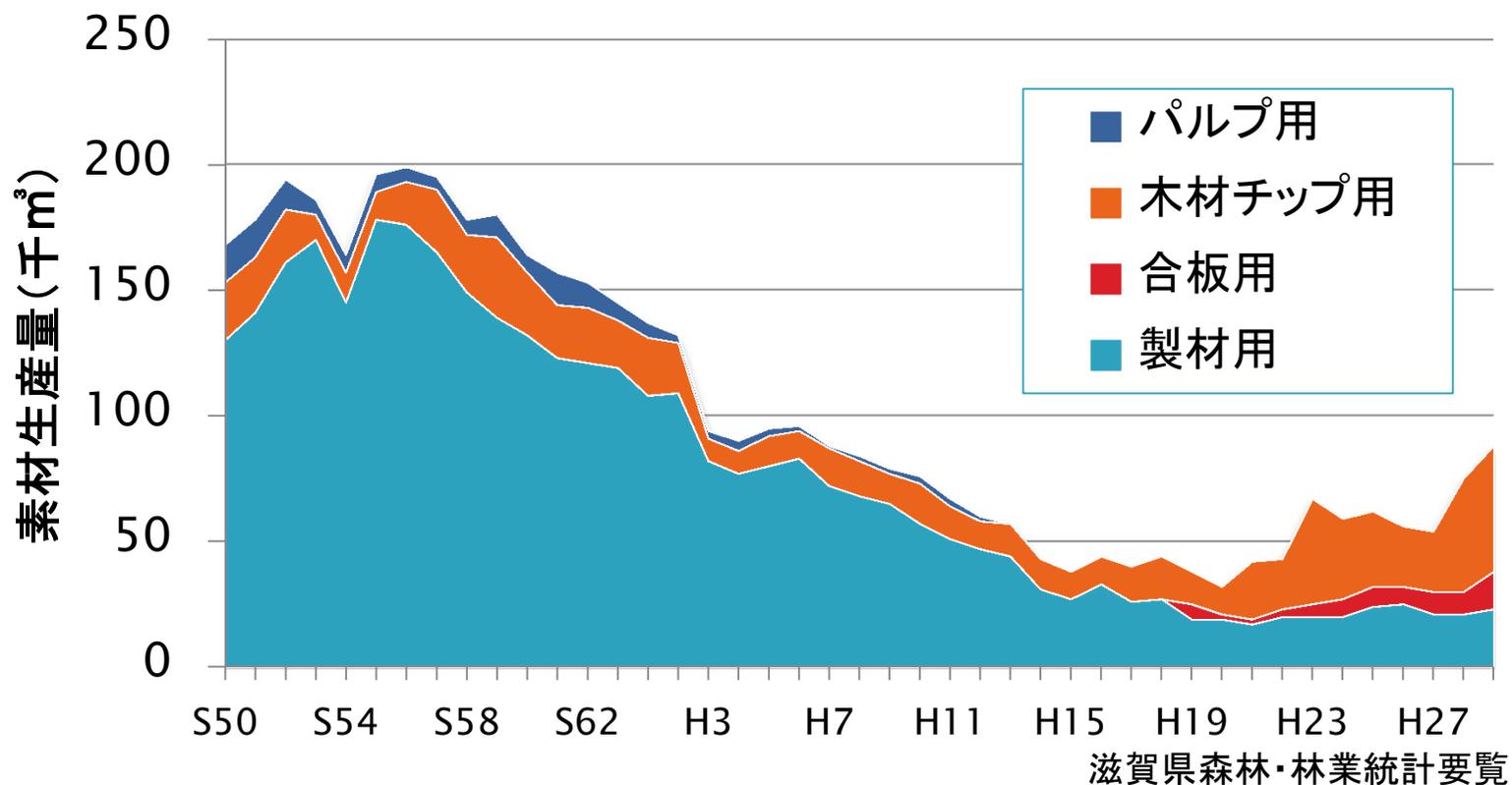
滋賀県森林・林業統計要覧

・路網整備により、適切な森林整備や低コスト施業に貢献。

山元立木価格の推移(全国)

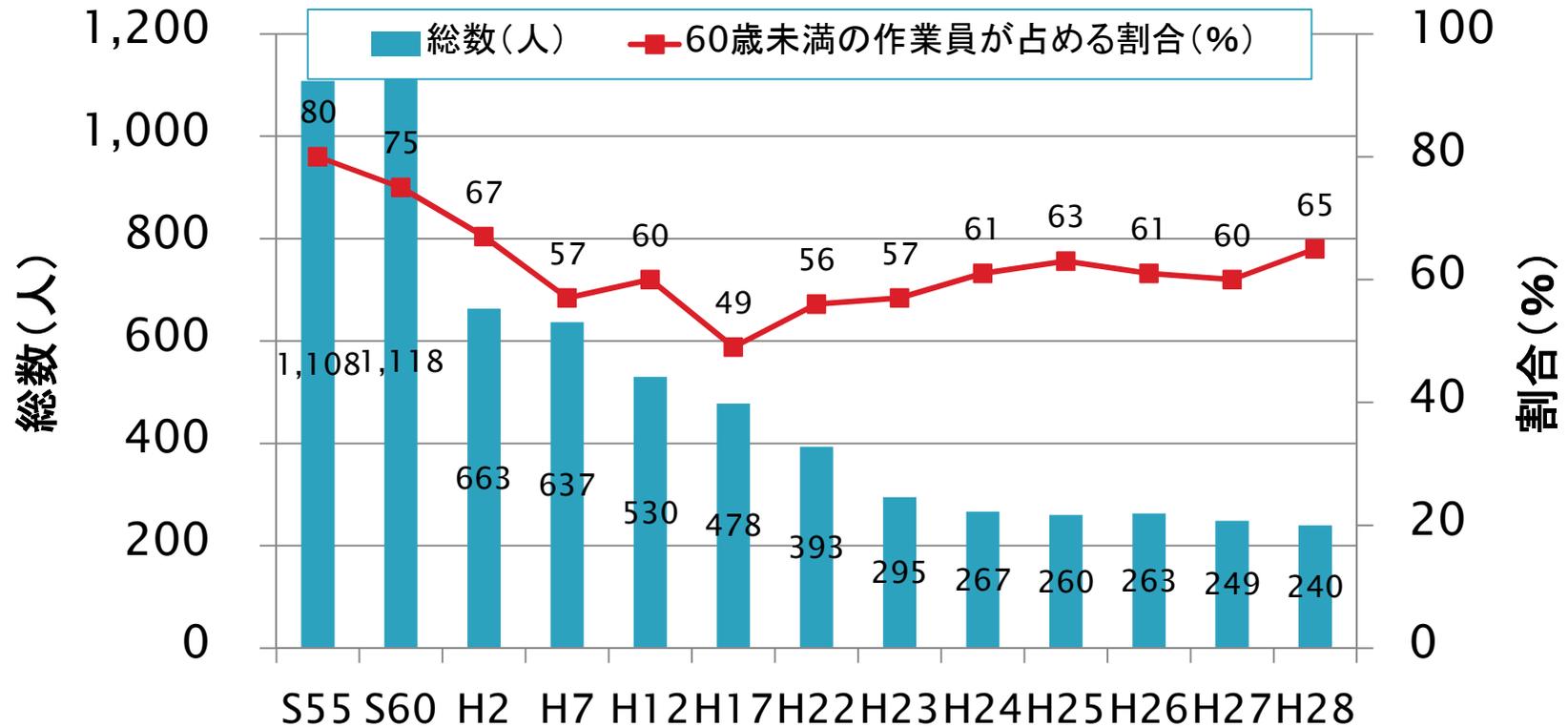


需要部門別素材生産量の推移



- ・素材生産量は近年、森林資源の成熟や搬出間伐の増加に伴い、増加傾向
- ・需要先別では、チップ用材、合板用材を中心に増加している。

林業就業者の推移

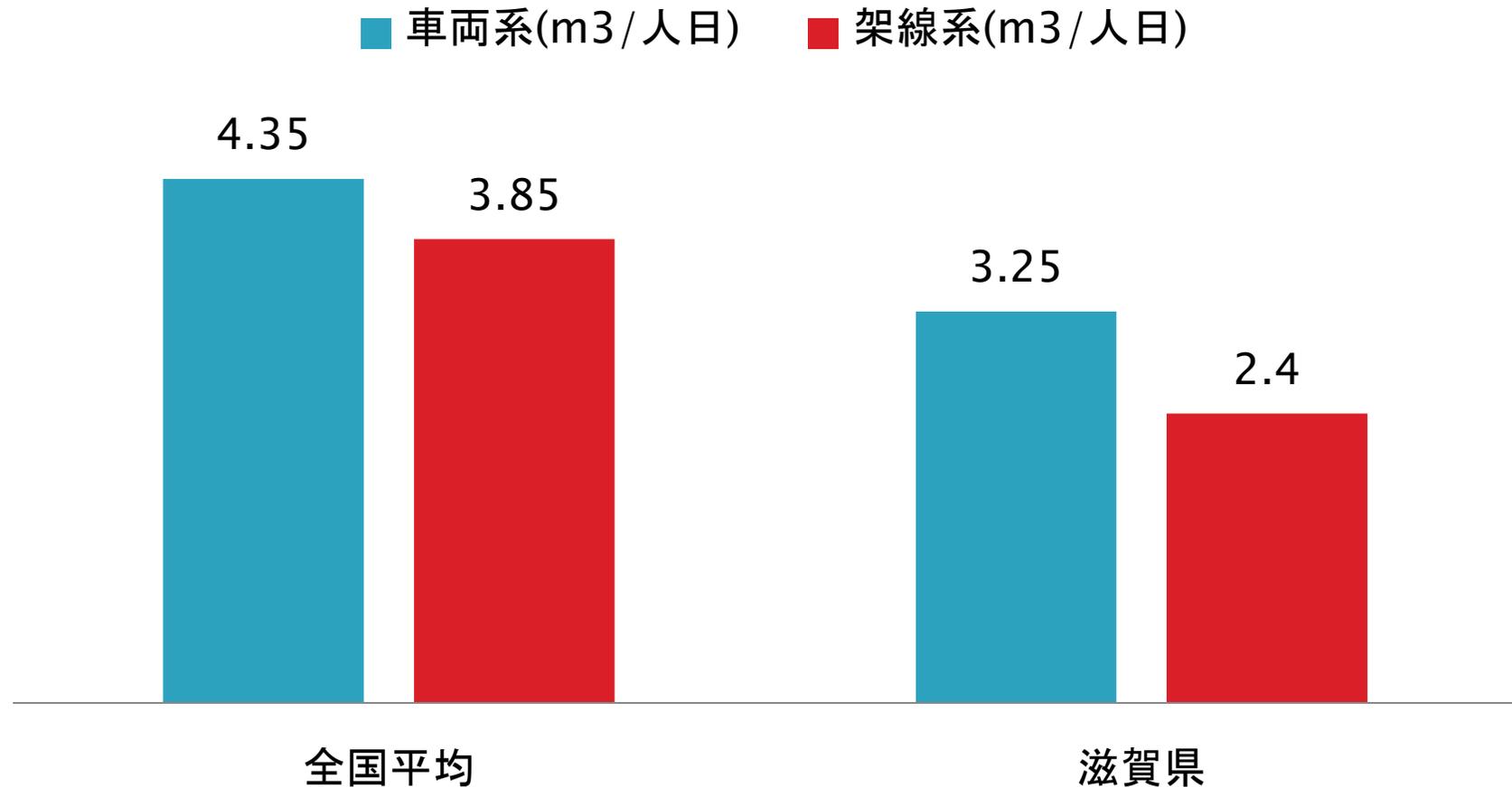


滋賀県森林・林業統計要覧

・林業就業者は長期にわたり減少しているが、若年労働者の割合は増加傾向。

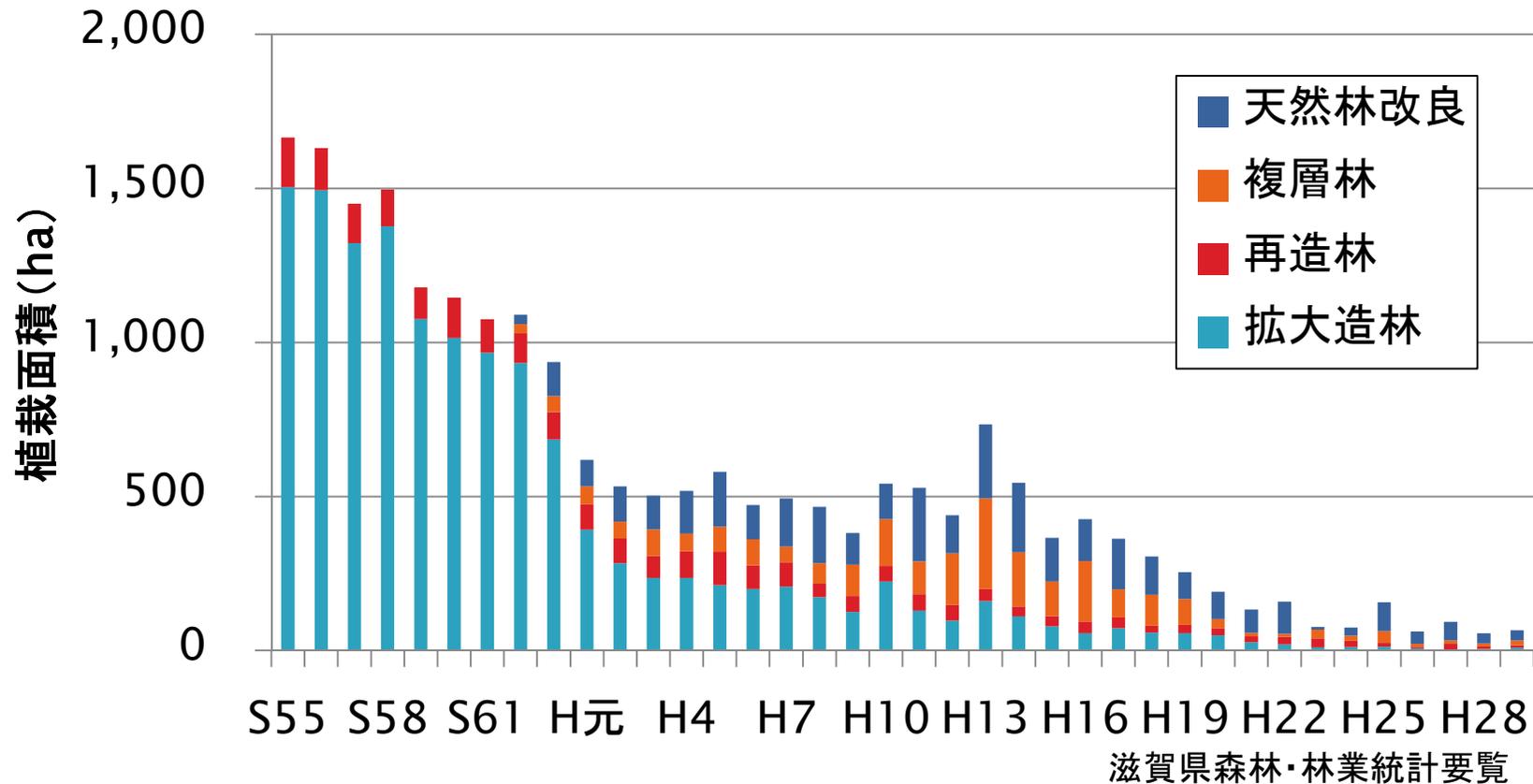
間伐作業における労働生産性の比較

www.pref.shiga.jp



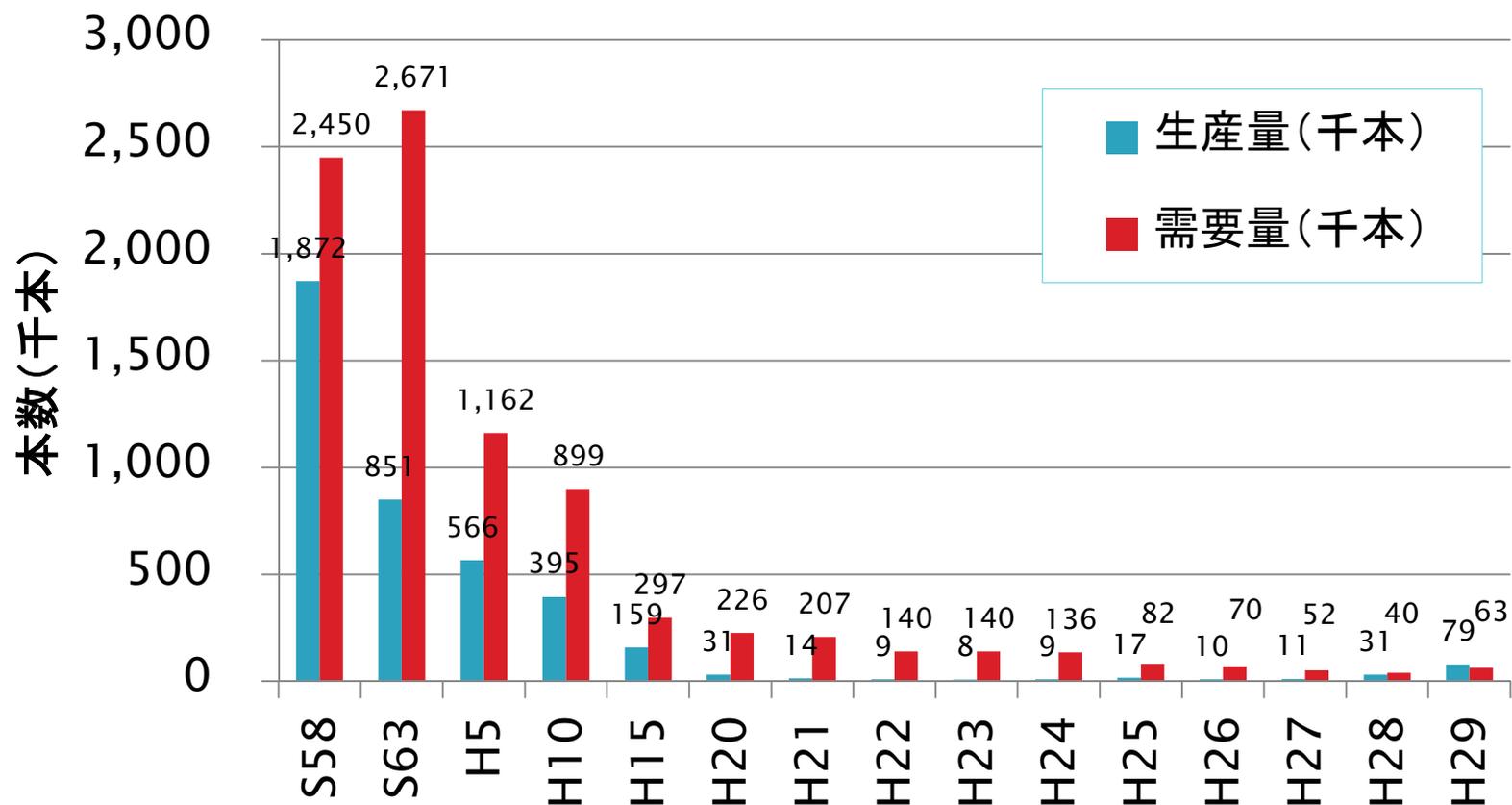
林野庁「平成27年次素材生産費等調査報告書」
および滋賀県森林政策課調べ

造林面積の推移



- ・造林面積は年々減少し、近年は50ha前後で推移。
- ・持続的な資源利用する視点から、適切な更新を行い、林齢構成を平準化していくことが求められている。

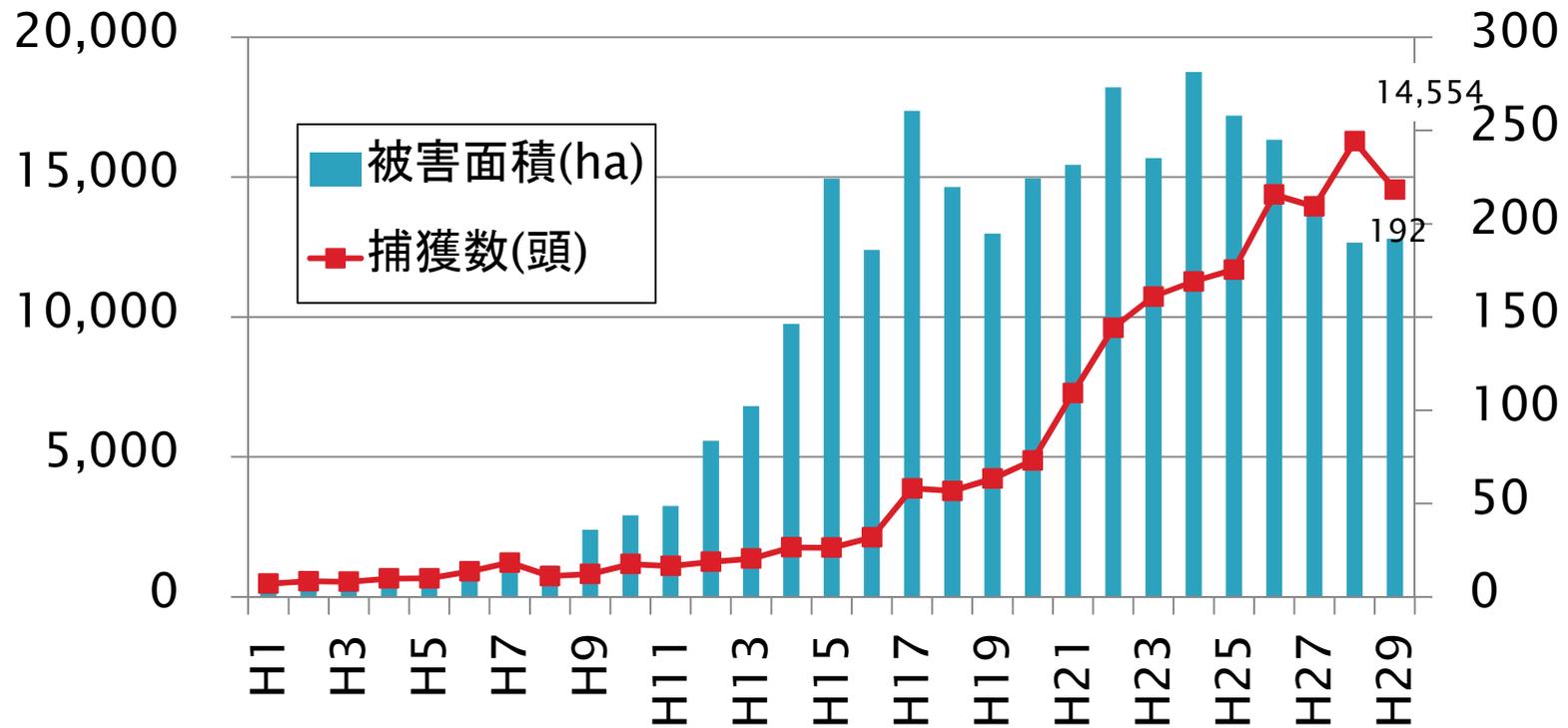
山行用苗木需給状況



滋賀県森林・林業統計要覧

- ・造林面積の減少に沿って苗木の生産量、需要量も低迷。
- ・全国的には主伐・再造林が促進されていることもあり、増加傾向

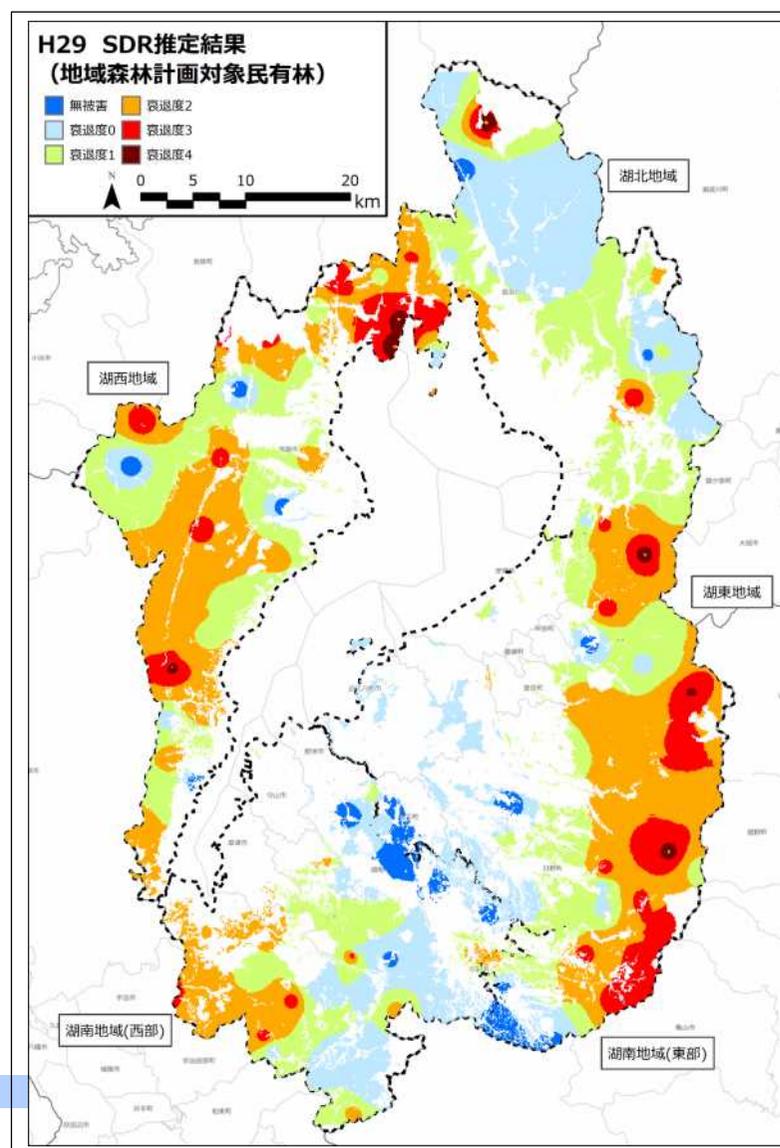
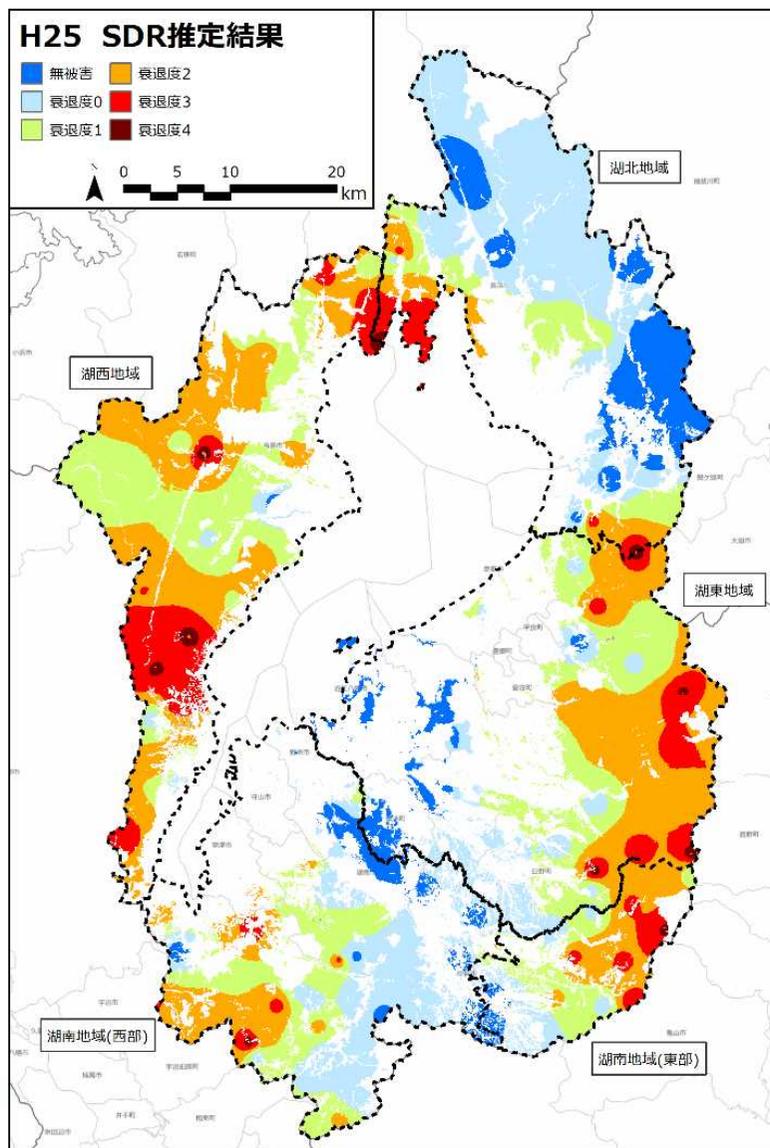
ニホンジカによる森林被害面積と捕獲頭数の推移



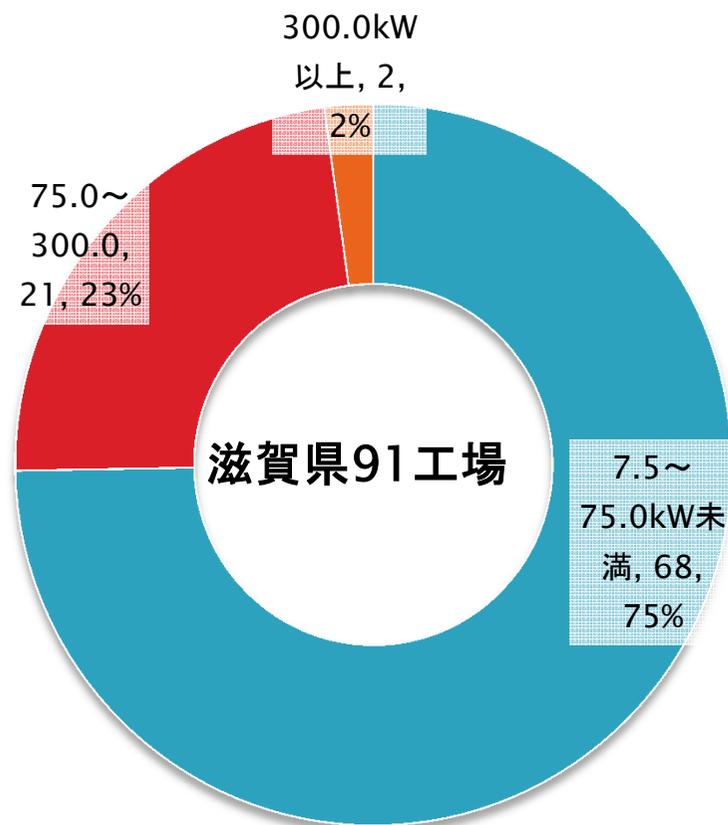
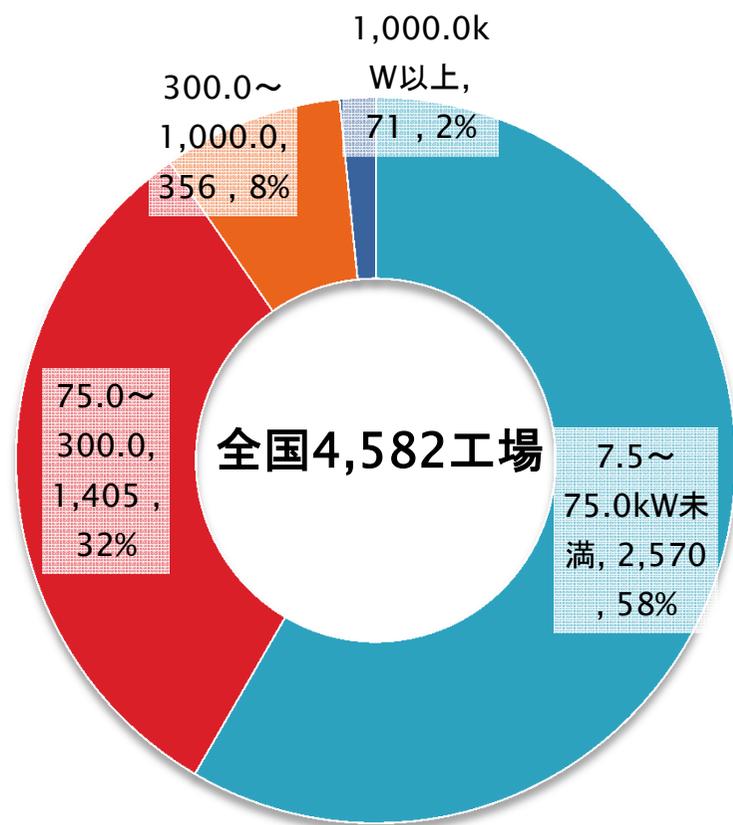
滋賀県森林・林業統計要覧

- ・ニホンジカによる森林被害は急激に増加、県内の森林に深刻な影響
- ・近年は捕獲の推進により、被害は横ばいで推移

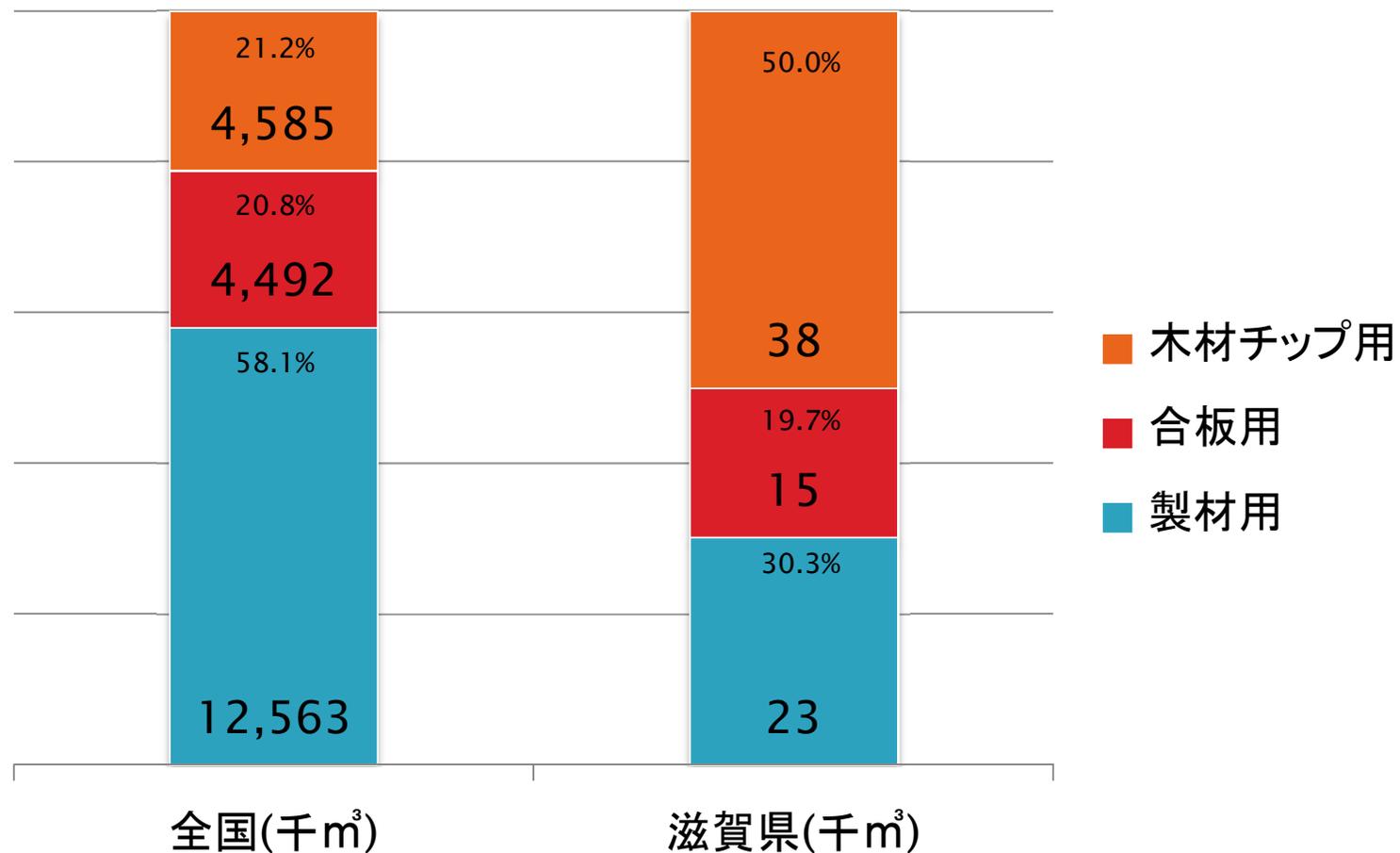
下層植生衰退度調査結果



製材工場数の出力階層別構成割合



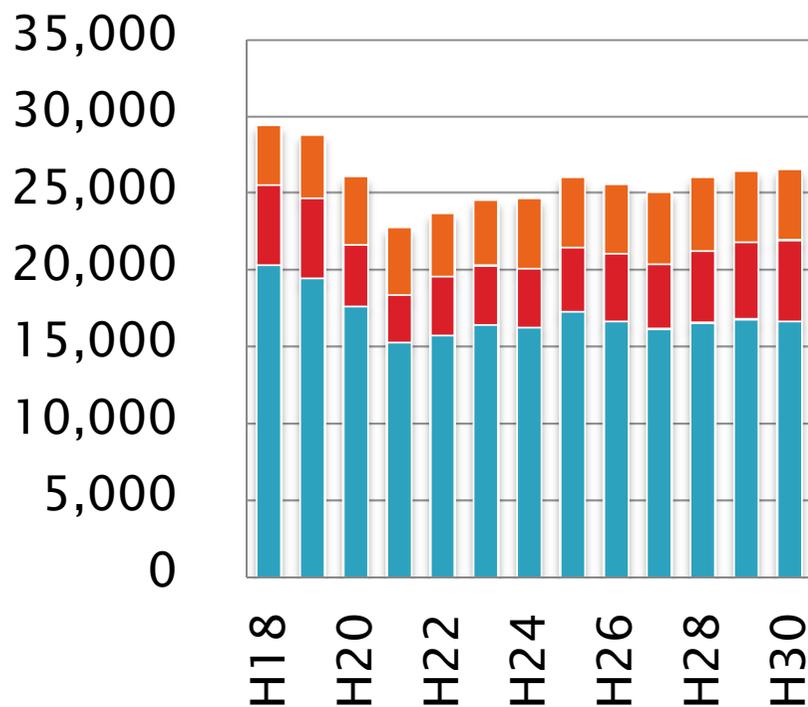
需要部門別素材生産量 (H30)



農林水産省「木材統計」

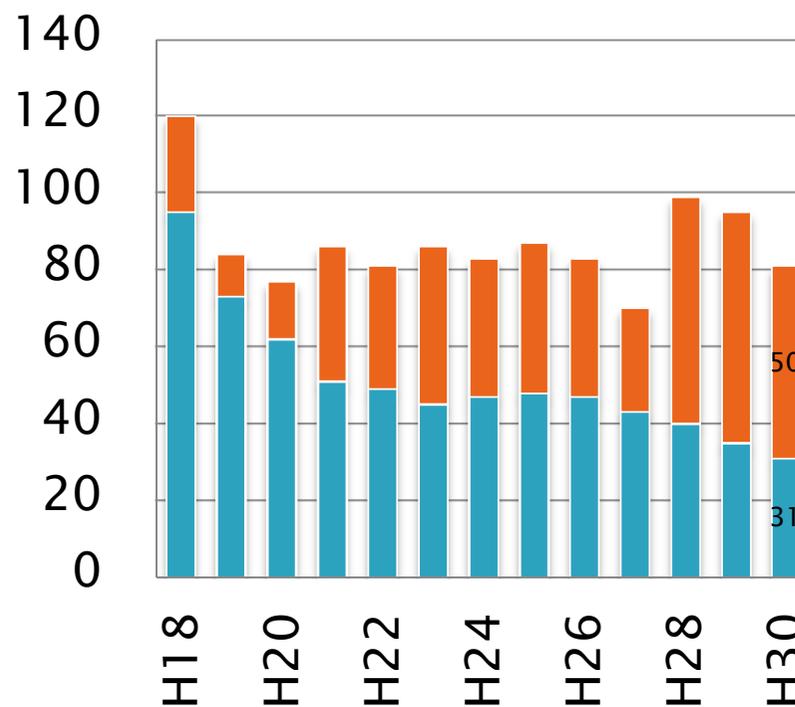
主要部門別素材需要量の推移

全国(千m³)



■ 製材用 ■ 合板用 ■ 木材チップ用

滋賀県(千m³)

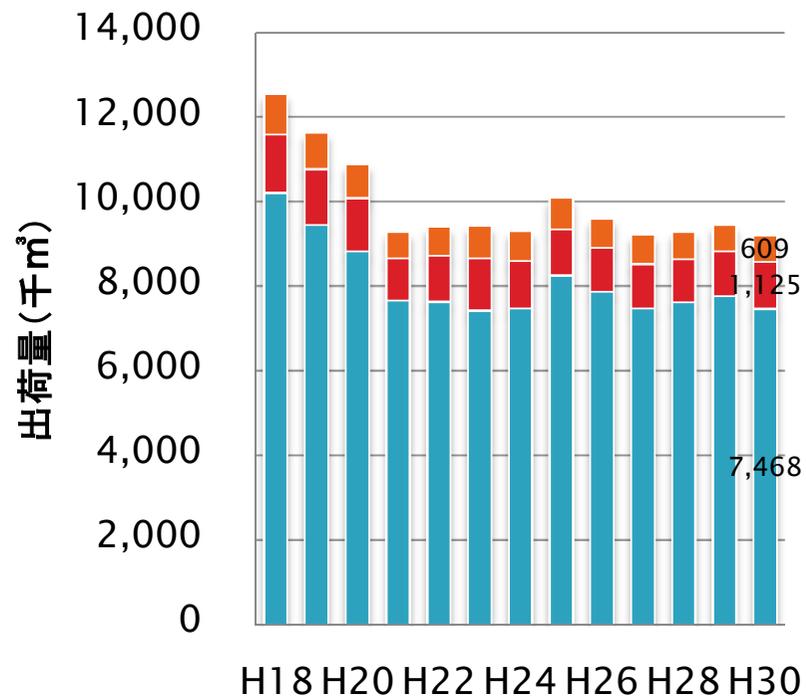


■ 製材用 ■ 合板用 ■ 木材チップ用

農林水産省「木材需給報告書」

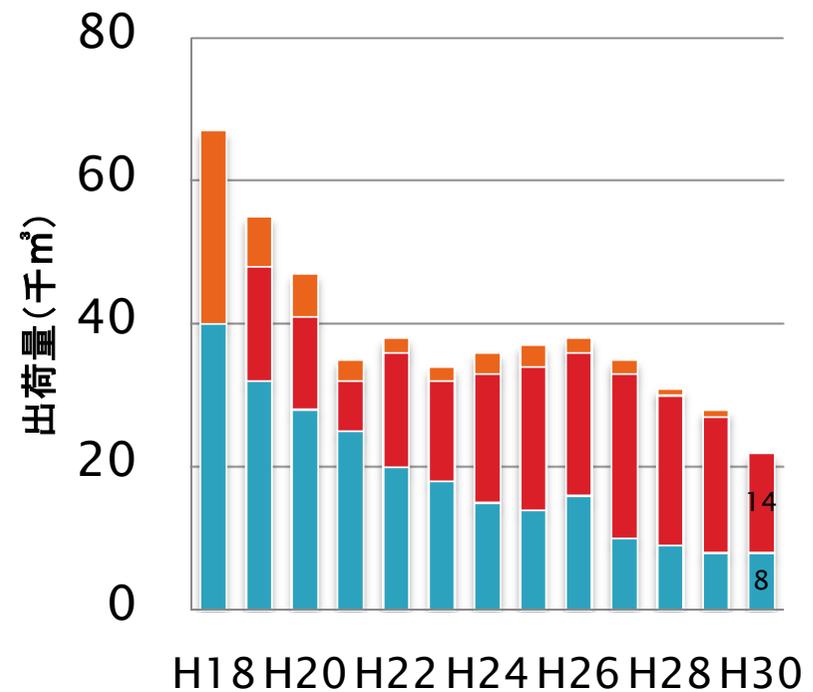
用途別製材品出荷量の推移

全国(千m³)



■ 建築用材 ■ 梱包用材 ■ その他

滋賀県(千m³)

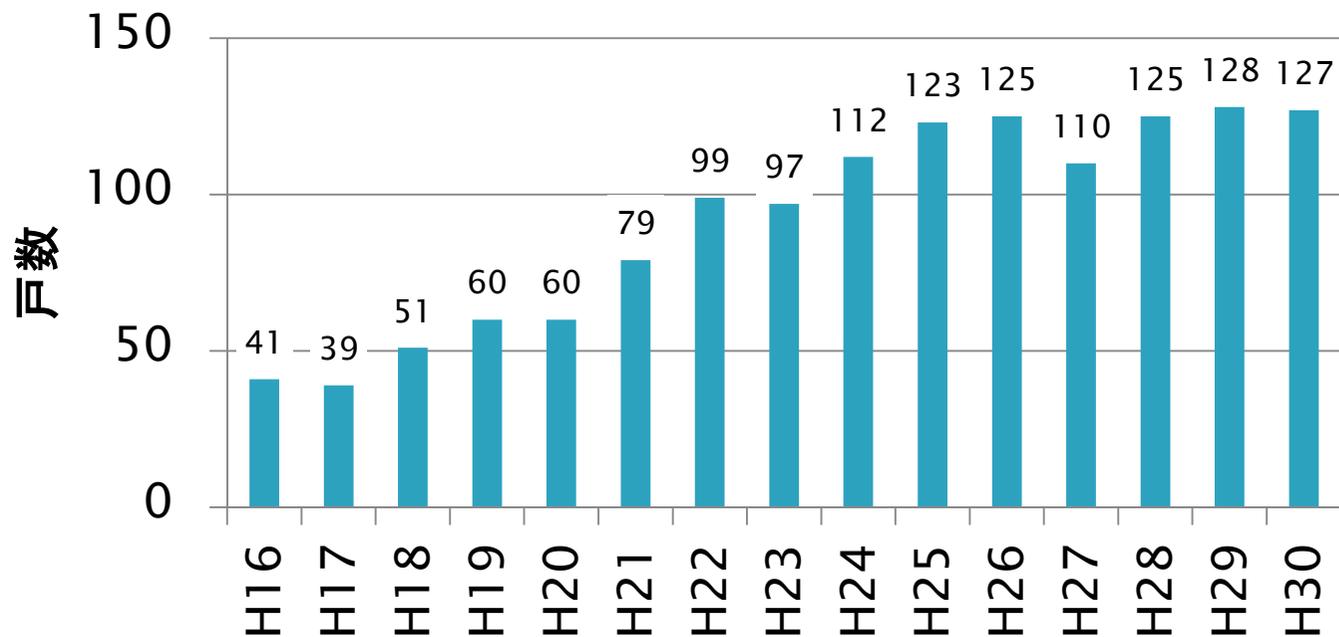


■ 建築用材 ■ 梱包用材 ■ その他

農林水産省「木材需給報告書」

びわ湖材を使用した住宅の助成戸数

www.pref.shiga.jp

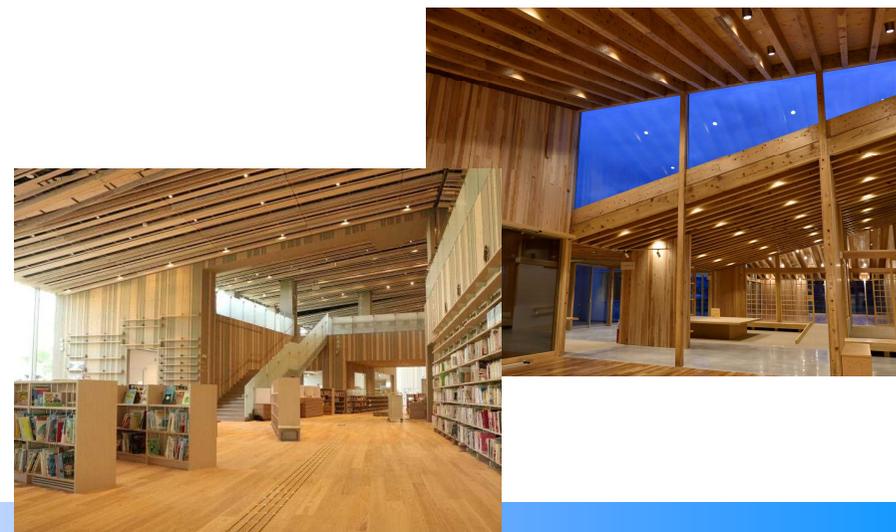


・地球温暖化と木材の地産地消を進めるため、びわ湖材を使用した一戸建て住宅の新築や耐震改修等を支援



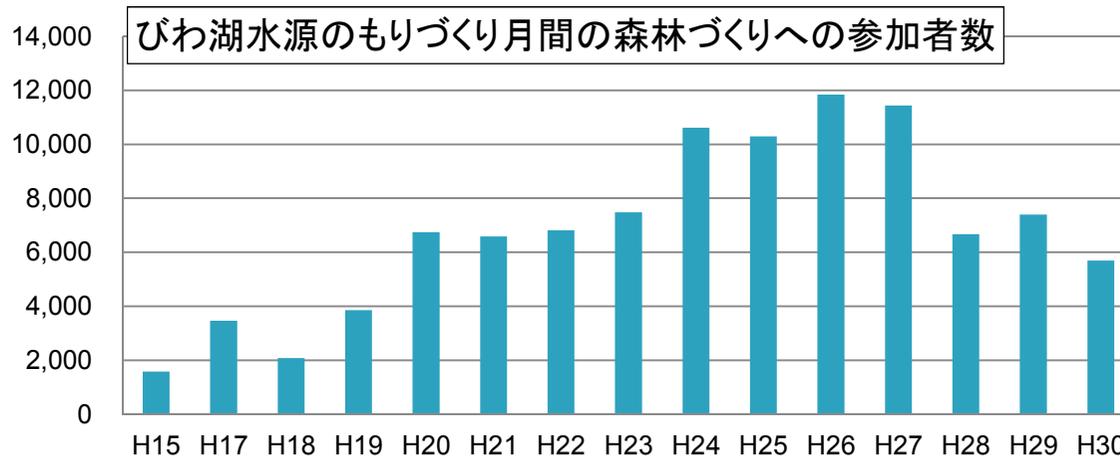
びわ湖材の利用促進

- ▶ 木製品の導入
 - 木の学習機の整備
 - 木製備品の購入支援
- ▶ 公共建築物等への木材利用
 - 構造材、内装材へのびわ湖材利用
- ▶ その他
 - びわ湖材利用の研究開発
 - 薪ストーブ、ペレットストーブの導入支援



県民協働による森林づくり

▶ 県民の主体的な参画の促進



▶ 企業との協働による森林づくり

- 森林・林業に関する情報の提供や技術の指導等、企業による森林づくりを推進
- (琵琶湖森林づくりパートナー協定数: 23 協定)



県民協働による森林づくり

▶ 県民協働による森林づくり

- 県内各地の森林づくり団体やイベント等に関する情報を収集、発信し活動をサポート
- (活動をPRする森林づくり団体: 83団体)
- 県民参加の里山づくりの推進
- 自伐型林業(「木の駅プロジェクト」)の推進
- 地域住民や森林所有者などで構成される団体の森林づくり活動への支援



次代の森林を支える人づくりの推進

www.pref.shiga.jp

▶ 森林環境学習「やまのこ」事業

| | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 計 |
|-----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 学校数 | 115 | 202 | 241 | 243 | 242 | 243 | 243 | 242 | 234 | 235 | 230 | 225 | 2,695 |
| 児童数 | 6,700 | 12,928 | 14,650 | 14,557 | 14,707 | 14,549 | 14,239 | 13,958 | 13,432 | 13,964 | 13,341 | 13,383 | 160,408 |

▶ 「木育」の推進

- 県産材玩具等の購入支援、木育普及活動等



▶ ウッド・ジョブ体感事業

- 中学生を対象とした林業職場体験学習



滋賀県の森林・林業における現状

www.pref.shiga.jp

| マイナス要素 | プラス要素 |
|----------------------------|----------------------|
| 零細所有、所有者・境界不明確化 | |
| 間伐面積は増加してきたが、伸び悩み | 森林資源は充実、蓄積は毎年増加 |
| 主伐はほとんどなく、造林面積は減少、苗木需要も少ない | |
| 林業就業者は減少 | ここ数年は下げ止まり、若年者が増加 |
| 生産性は全国より低位 | 技術力向上の余地が大きい |
| ニホンジカによる森林被害の激化 | 捕獲の推進により被害増加は抑制傾向 |
| 素材生産量は長期にわたり減少 | 近年はチップ用材、合板用材を中心に増加 |
| 県産材の製材用需要が少ない | |
| | 県民協働による森林づくりが進展 |
| | 「やまのこ」などによる森林環境学習が定着 |

対応すべき課題

▶ 現状を踏まえた課題

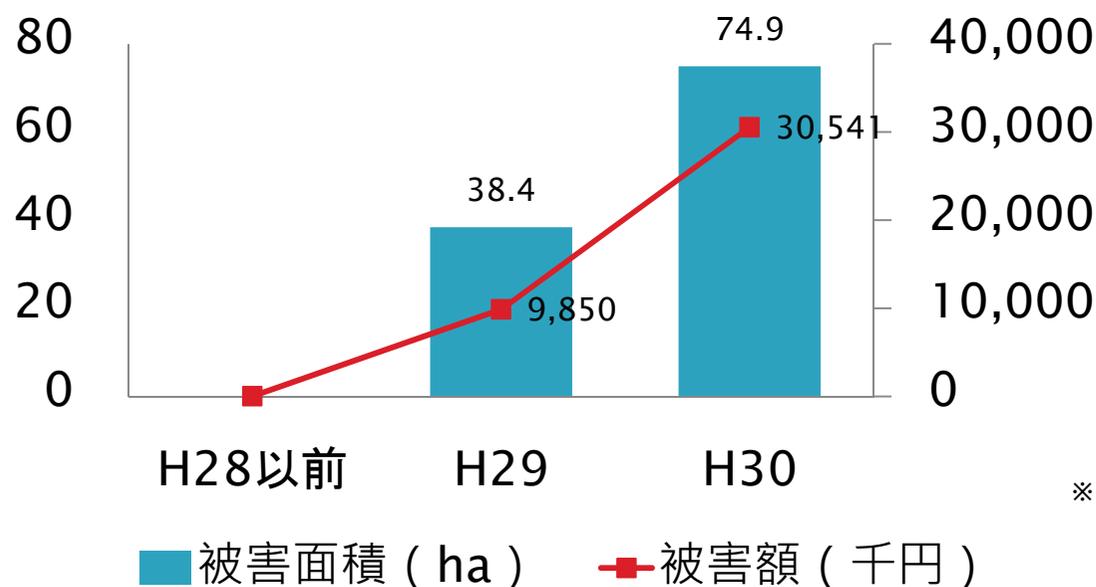
- 琵琶湖の水源林の多面的機能の発揮のため、適切な森林整備が必要
- 持続的な森林資源活用のため、伐採や確実な更新が必要
- 効率的な森林施業の実施に向け、路網整備や機械化の促進、人材育成が必要
- 下層植生の回復を図り水源かん養機能を維持増進していくため、ニホンジカの捕獲や獣害対策への取組が必要
- 県産材について、地産地消を進めるとともに、様々な用途で活用し需要を喚起することが必要
- 森林づくりを行う多様な主体が、継続して活動できるようサポートが必要
- 森林環境学習や木育を継続し、森林づくりの意義や木材利用の重要性への理解を広め、森林づくりへの参加を促進することが必要。

▶ 新たに顕在化する課題

- 頻発する気象災害による風倒木被害や流木・流出土砂等への対応が必要
- 過疎化・高齢化等により地域の森林の管理が困難となった農山村地域において、地域資源に着目し、森林整備と農山村の活性化を一体的に推進することが必要

風倒木被害について

- ▶ 近年、台風や集中豪雨等による気象災害が頻発
- ▶ これまで事例の少なかった大規模な風倒木災害が発生
- ▶ 倒木等により電線や道路等のライフラインが寸断されるなど、県民生活に影響する被害も多数発生



※平成29年度台風21号災 造林地被害報告、平成30年度台風21号災 造林地被害報告より

風倒木被害状況



甲賀市



大津市

幹線道路沿いの倒木被害状況

www.pref.shiga.jp



国道367号線 高島市



国道367号線 大津市

幹線道路沿いの倒木被害状況

www.pref.shiga.jp



県道 高島市

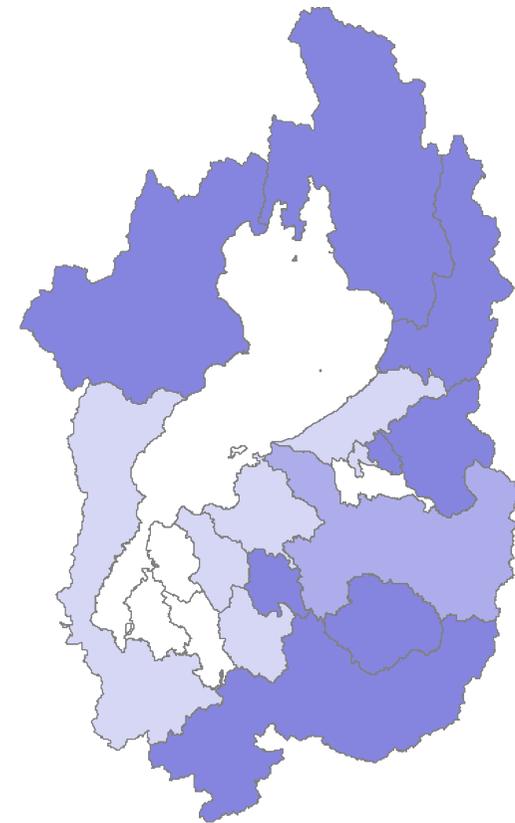
流木災害状況

www.pref.shiga.jp



農山村の活性化について

- ▶ 農山村地域では過疎化・高齢化が進行し、地域の森林の適切な管理が困難となっている。
- ▶ こうした地域が持続的に森林を支えていくためには、森林を活用しながら、地域を維持していくための様々な取組が必要。
- ▶ 森林資源や地域資源に着目し、これを有効に活用して地域外の多くの人々との交流を生み出すこと等により地域の活性化を図ることが必要。



色が濃い市町ほど人口減少割合が大きいと予想される(2045推計)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」より作成

琵琶湖森林づくり条例

森林・林業を取り巻く課題
(改正を検討する項目)

目的(第1条)
基本方向を目的として示した

定義(第2条)
森林づくり、森林の多面的機能、森林所有者とは何かを規定

基本理念(第3条)
5項目の基本理念について規定
※重視すべき機能や条件に応じた適切な森林づくり、災害に強い森林づくり、森林・林業と農山村の活性化の内容を反映する改正を検討

責務(第4条～第8条)
県、森林所有者、森林組合、県民、事業者の責務を規定

基本計画(第9条)
基本方向と今後の対応策について、基本計画を策定

(環境に配慮した森林づくり)
第10条 環境に配慮した森林施業等の推進
総合的かつ計画的な間伐対策
森林の土地の境界明確化の推進
共同施業、森林組合への委託による森林施業
鳥獣対策の推進
多様な主体による森林整備の推進
第11条 樹齢が特に高い樹木のある森林の保全
第12条 水源のかん養機能の維持および増進

(県民協働による森林づくり)
第13条 県民の主体的な参画の促進等
第14条 里山の保全の推進
第15条 流域における森林づくりに関する組織の整備の促進
第16条 びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間

(森林資源の循環利用の促進)
第17条 県産材の利用の促進
県産材の生産、加工および流通の合理化
第18条 森林資源の有効な利用の促進

(次代の森林を支える人材の確保、育成)
第19条 森林所有者の意欲の高揚等
第20条 森林組合の活性化
第21条 森林環境学習の促進

財政上の措置(第22条)、森林づくりの状況の公表(第23条)

○重視すべき機能や条件に応じた適切な森林づくり

人工林資源は利用期を迎え成熟する一方、伐採が進まず高齢化し、持続的な資源利用が困難化

手入れが進まない奥地の人工林は針広混交林を図り、また条件の良いところは林業生産活動を促すなど、現地の条件に応じた森林整備とともに伐採の促進や適切な更新を図ることが必要

○災害に強い森林づくり

台風や集中豪雨等の気象災害の頻発に伴う風倒木により、電線や道路等のライフラインが寸断されるなどの被害が増加。

県民生活に支障を来さないよう、災害に強い健全な森林づくりに取り組むことが必要。

○森林・林業と農山村の活性化の促進

農山村地域では、過疎化・高齢化により森林の適切な管理が困難な状況。

様々な森林資源や地域資源に着目し、これを有効に活用して、地域外の人々との関係性を作り出すことなどにより、地域の活性化を図ることが必要。

○県産材の利用の促進

県産材の活用は確実に増加してきたが、素材生産量、需要量は伸び悩み。

本県の森林や林業・木材産業の現状を踏まえ、川上から川下までを通じた、より一層の県産材の利用の促進が必要。また森林の重要性や木を使うことへの理解を促す「木育」に取り組むことが必要。

○広域的な課題への対応

近年顕在化する課題に対してはより広域的な視点での取組が必要。

琵琶湖森林づくり基本計画 第1期の成果と課題について

1 琵琶湖森林づくり基本計画の評価について

琵琶湖森林づくり基本計画では、長期的な目標として2005年度～2020年度までの基本施策を策定しており、4つの基本施策に定める指標の達成度をもとに、評価を行うこととする。

2 これまでの成果と課題について

基本施策1 環境に配慮した森林づくりの推進

【これまでの取組の成果】

- ・ 水源林の土地取引の把握や「水源林保全巡視員」による森林被害の情報集等、適切な管理を実施。
- ・ 多面的機能発揮のため、地域特性に応じた森林整備や長伐期化、針広混交林化を実施し、本県の森林整備を促進（環境林整備実績約4千ha）。
- ・ ニホンジカ捕獲の強化により生息密度の低減と森林生態系の保全に貢献。

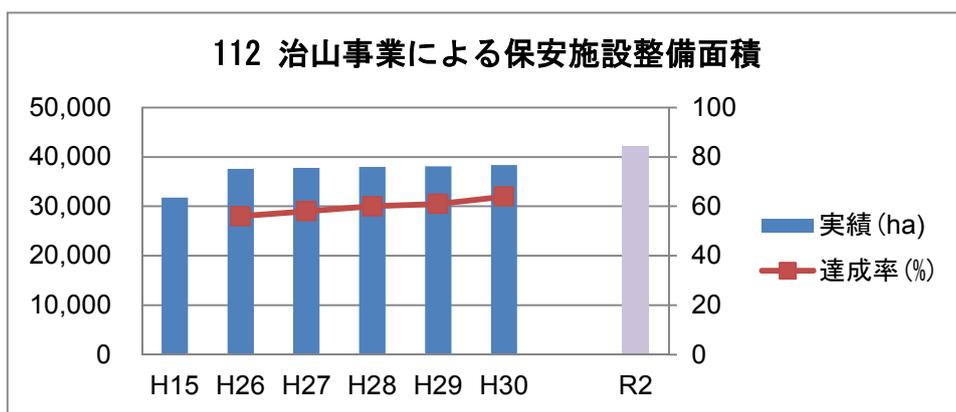
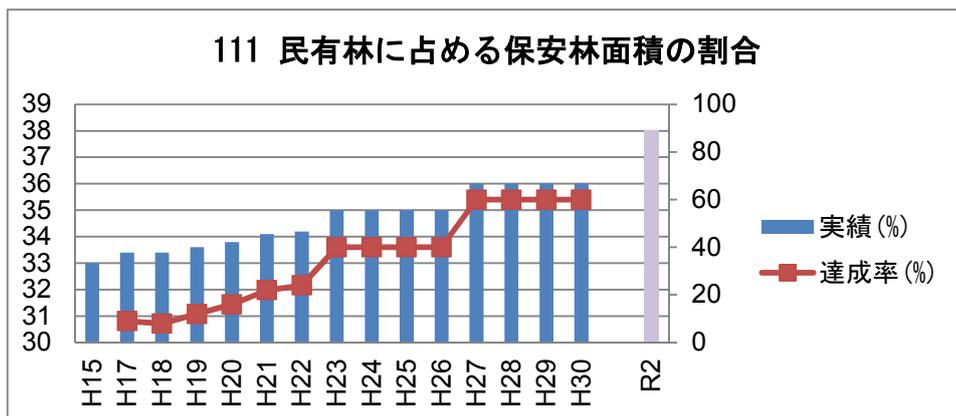
【課題】

- ・ 人工林の成熟により、保育間伐から手間のかかる利用間伐に移行しつつあり、森林整備面積は減少。引き続き集約化や森林整備を促進することが必要
- ・ 境界が不明確な森林が増加しており、水源林の適正な保全・管理のため、一層の境界明確化が必要。
- ・ 近年、台風等の気象災害の頻発により風倒木等の被害が発生しており、風倒木の処理や予防的な伐採によりリスクを低減することなどの対策が必要。
- ・ ニホンジカ捕獲の実績は上がっているが、下層植生の十分な回復に至っていない。捕獲や被害対策について継続的な実施が必要。

(1) 琵琶湖の水源林の適正な保全・管理の推進

- ・ 森林の多面的機能の持続的発揮に向け、保安林指定と治山事業を推進し、山地災害から県民の生命財産を守り、森林の保全に努めた。平成17年度～平成30年度までの間、新たな保安林指定面積は4,662haである。引き続き目標達成に向け、所有者への働きかけを行う必要がある。
- ・ 平成27年度には、全国的な、目的不明な森林取得の動き等を背景に「滋賀県水源森林地域保全条例」を制定し、水源林の土地取引の把握や、適正な管理を行っている。また「水源林保全巡視員」を配置し、森林被害等の情報収集や対策に取り組んだ。
- ・ 治山事業による保安施設整備については、厳しい財政事業の中、新たな災害発生箇所の復旧を優先し、実施してきた。引き続き計画的に治山事業を実施していく必要がある。

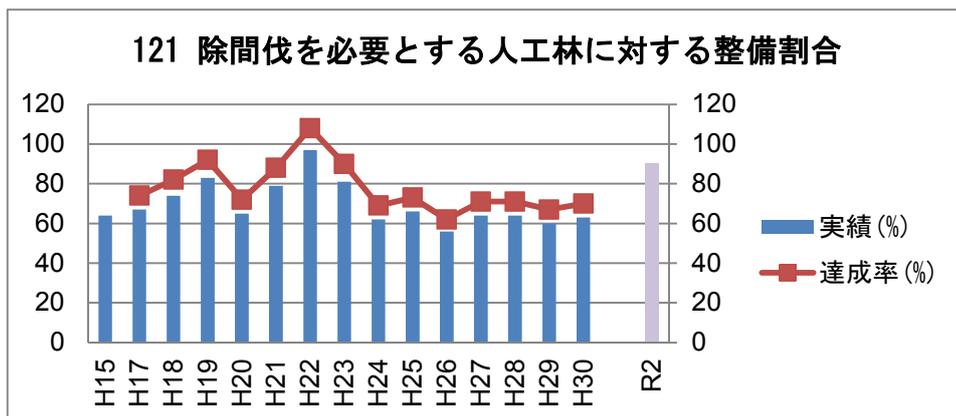
| 指標 | 平成15年度 (計画策定時) | 令和2年度 (目標) | 平成30年度 (実績) | 達成率 |
|-----------------------------|-------------------|---------------|----------------|-----|
| 111 民有林に占める保安林面積の割合(%) | 33 | 38 | 36 | 60 |
| 112 治山事業による保安施設整備面積(累計)(ha) | 31,795 | 42,100 | 38,339 | 64 |



(2) 持続可能な森林整備の推進

- ・国の補助金や県民税等を活用し、森林組合を中心に森林整備に取り組んだ。
- ・人工林は利用期を迎え成熟しつつあり、この森林資源を循環利用することにより、持続的な森林整備や資源利用の場を確保していく必要が生じている。
- ・除間伐を必要とする人工林に対する整備割合は、平成22年度には目標を達成した。しかし保育間伐から手間のかかる利用間伐の割合が多くなった結果、その後は達成率60～70%で推移している。
- ・また所有者や境界が不明瞭な森林が増加し、境界の確認等に労力や時間を要することが課題となっていることから、一層の集約化に取り組む必要がある。
- ・さらに近年激化する台風等の気象災害により、風倒木などの災害が発生しており、この処理等も森林整備の進捗を妨げる要因となっている。
- ・林業の成長産業化を推進していくため、また生長旺盛な若い森林を作り、林齢構成を平準化していくため、主伐・再造林を推進していく必要がある。

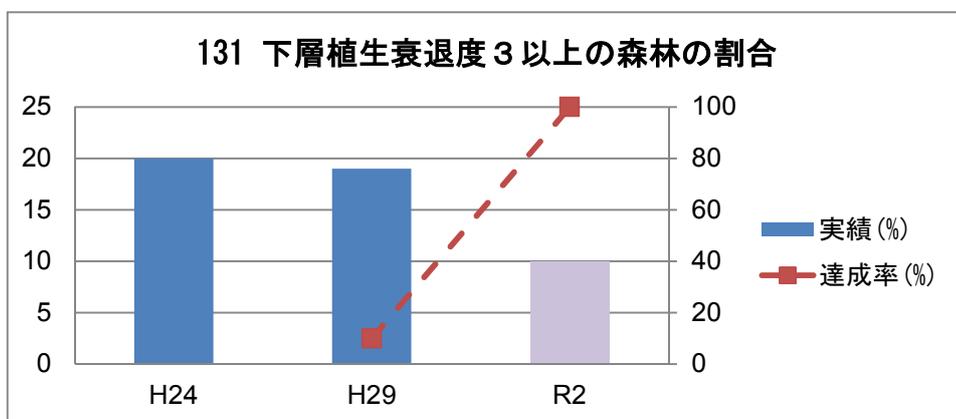
| 指標 | 平成15年度 (計画策定時) | 令和2年度 (目標) | 平成30年度 (実績) | 達成率 |
|------------------------------|-------------------|---------------|----------------|-----|
| 121 除間伐を必要とする人工林に対する整備割合 (%) | 64 | 90 | 63 | 70 |



(3) 生物多様性の保全に向けた森林づくりの推進

- ・強度な間伐による環境林への誘導や、里山の整備、ニホンジカの捕獲や被害対策、また巨樹・巨木の森の保全など、生物多様性に配慮した豊かな森林づくりを行ってきた。
- ・下層植生衰退度については、改善の傾向がみられる地域と、衰退度が悪化した地域がある。捕獲数との関連が認められることから、今後もシカの捕獲に務め、長期的に改善に取り組む必要がある。

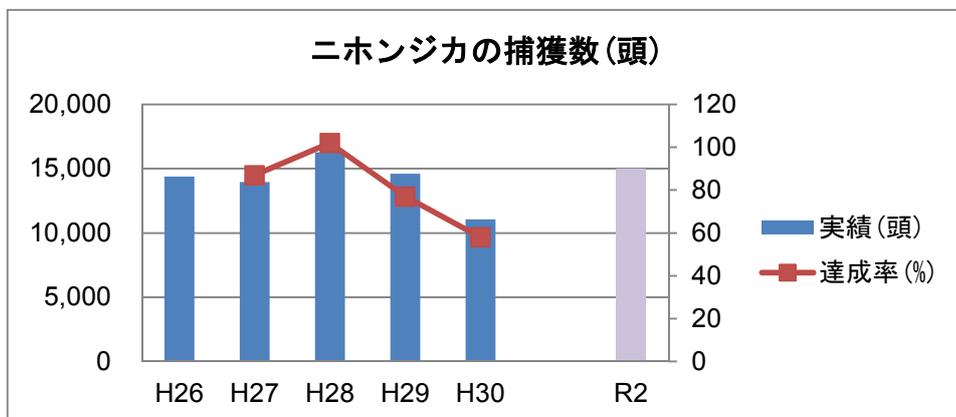
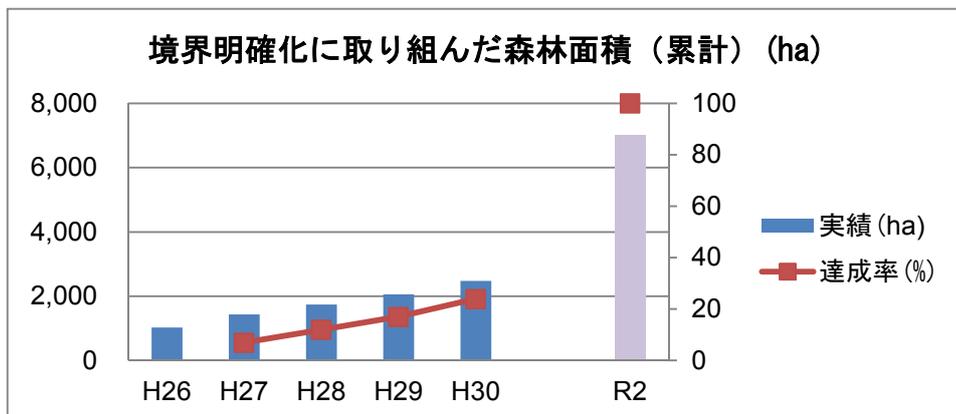
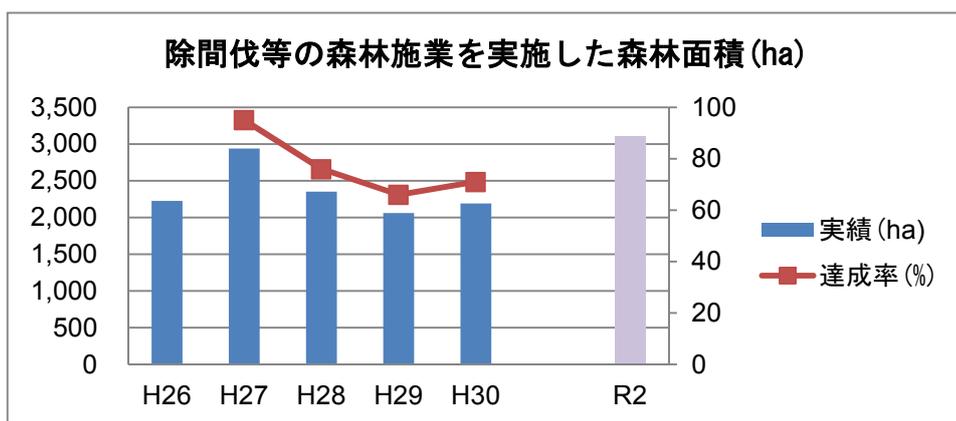
| 指標 | 平成 24 年度 (現状) | 令和 2 年度 (目標) | 平成 29 年度 (実績) | 達成率 |
|----------------------------|------------------|-----------------|------------------|-----|
| 131 下層植生衰退度 3 以上の森林の割合 (%) | 20 | 10 | 19 | 10% |

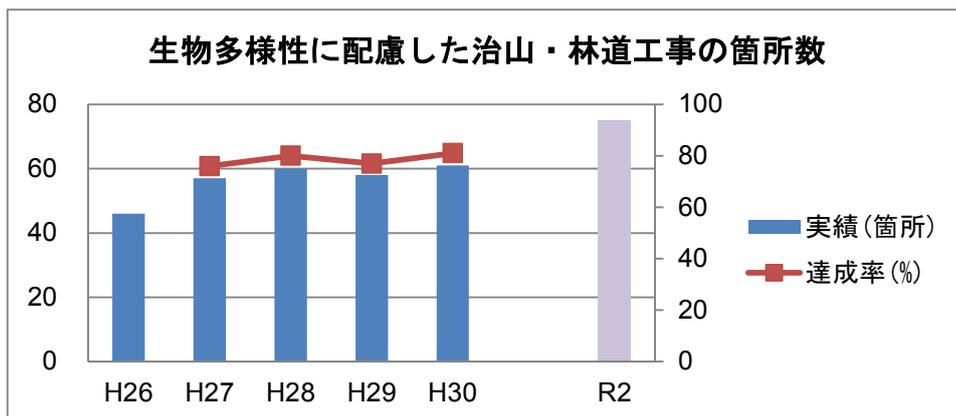


戦略プロジェクト1 環境に配慮した森林づくり推進プロジェクト

- ・除間伐等の森林施業を実施した森林の面積は、利用間伐割合の増加等に伴い、減少傾向にある。一層の集約化、作業の効率化等を促進する必要がある。
- ・境界明確化に取り組んだ森林面積は、増加しているものの、目標に比して低調となっている。今後は森林経営管理制度の推進を図り、市町が中心となる境界明確化を支援していく必要がある。
- ・ニホンジカの被害は、針広混交林化や再造林を進めるうえで障壁となっており、捕獲について一層の推進を図る必要がある。
- ・生物多様性に配慮した治山・林道工事の箇所数は着実に増加しており、引き続き目標達成に向け取り組むこととする。

| 指標 | 平成 26 年度 (計画策定時) | 令和 2 年度 (目標) | 平成 30 年度 (実績) | 達成率 |
|---------------------------|---------------------|-----------------|------------------|-----|
| 除間伐等の森林施業を実施した森林の面積 (ha) | 2,227 | 3,100 | 2,189 | 71% |
| 境界明確化に取り組んだ森林面積 (累計) (ha) | 1,023 | 7,000 | 2,477 | 24% |
| ニホンジカの捕獲数 (頭) | 14,374 | 19,000 | 11,053 | 58% |
| 生物多様性に配慮した治山・林道工事の箇所数 | 46 | 75 | 61 | 81% |
| 新たな森林経営管理の仕組みに参画する市町数 | — | 11 | — | — |





基本施策 2 県民の協働による森林づくりの推進

【これまでの取組の成果】

- ・ 森林所有者や地域住民やボランティアなどで構成される多くの里山づくりの団体が設立されるなど、多様な主体による森林づくりが進展。
- ・ 10月1日のびわ湖水源のもりの日、びわ湖水源のもりづくり月間の普及啓発の取組により、県民の主体的な参画が促進（びわ湖水源のもりづくり月間への参加者延べ35千人以上）。

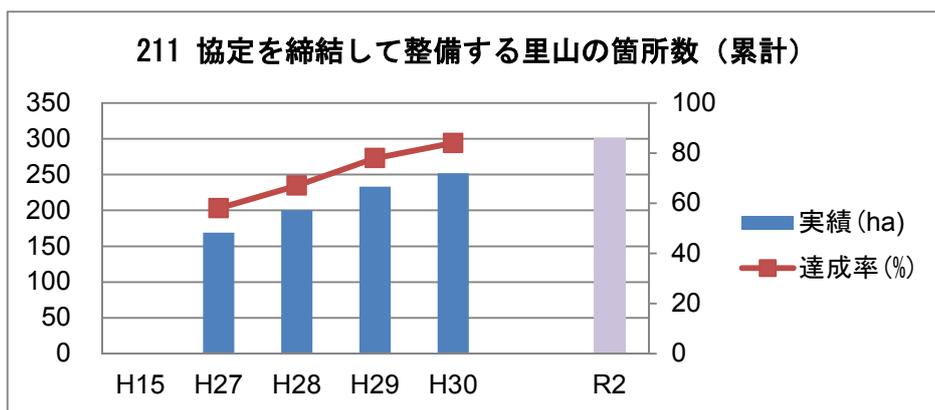
【課題】

- ・ 森林づくり団体が活動を継続し発展できるよう、継続的かつきめ細かな支援が必要。
- ・ 令和3年の第72回全国植樹祭を契機として、森林づくりへの理解を深め、県民が一体となった森林づくりの推進に取り組むことが必要。
- ・ 森林づくりを支える農山村地域は過疎化・高齢化が進行。森林や地域資源を活用して、農山村地域の活性化を図ることが必要。

(1) 多様な主体による森林づくりへの支援

- ・ 森林所有者や地域住民、ボランティアなどの多様な主体による森林づくりへの支援を行った。
- ・ 身近な自然とのふれあいの場となる里山整備については、協定を締結して整備する里山の箇所数が252箇所増加するなど、保全活動が進められている。目標の達成に向け引き続き取り組む必要がある。

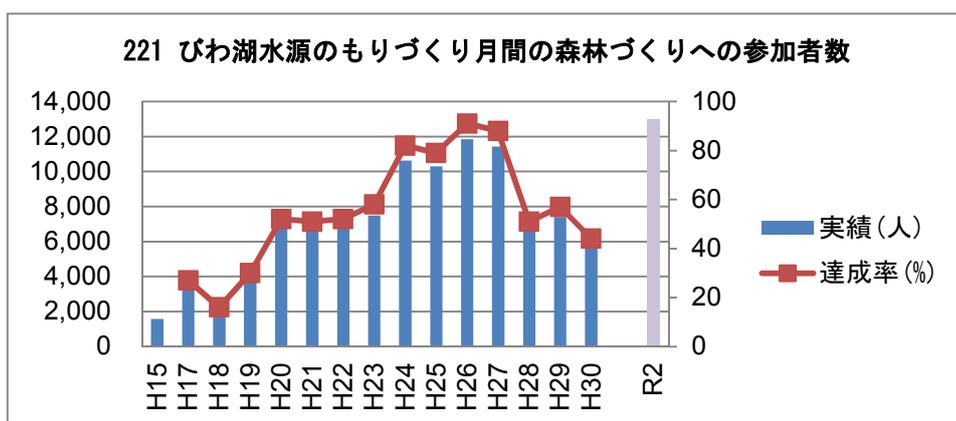
| 指標 | 平成15年度 (計画策定時) | 令和2年度 (目標) | 平成30年度 (実績) | 達成率 |
|----------------------------|-------------------|---------------|----------------|-----|
| 211 協定を締結して整備する里山の箇所数 (累計) | 0 | 300 | 252 | 84% |



(2) 県民の主体的な参画の促進

- ・森林づくりに関する情報発信などにより、県民の理解を深めるとともに、主体的な参画の促進に取り組んだ。
- ・県民の森林に対する理解を深め、参加を促進するため、10月をびわ湖水源のもりづくり月間と定め、イベント等の普及啓発に取り組んだ。近年（H28以降）は、森林山村の振興を目的として、山村地域で開催することとしたため、集客数が減少している。都市部からの集客が課題となっている。
- ・令和3年に滋賀県で開催される全国植樹祭を機に、県民一丸となって、「森－川－里－湖」のつながりのある本県らしい森林づくりの取組を行い、琵琶湖を支える森林づくりへの理解をより一層図る必要がある。

| 指標 | 平成15年度 (計画策定時) | 令和2年度 (目標) | 平成30年度 (実績) | 達成率 |
|---------------------------------|-------------------|---------------|----------------|-----|
| 221 びわ湖水源の森づくり月間の森林づくりへの参加者数（人） | 1,583 | 13,000 | 5,695 | 44% |

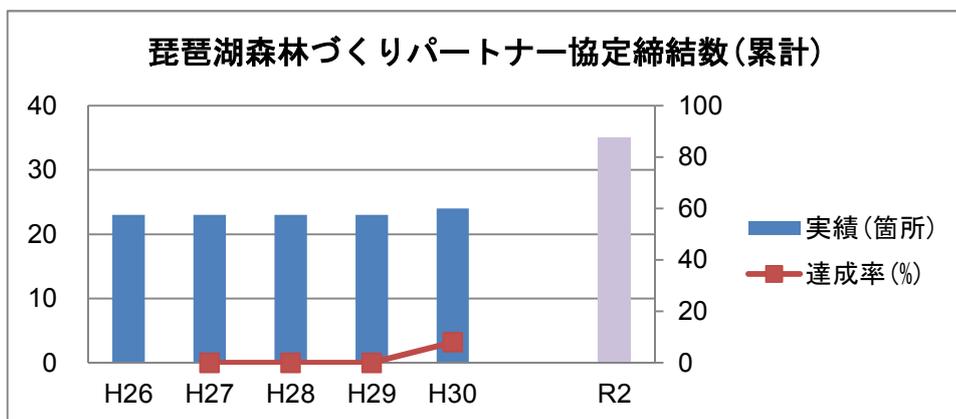
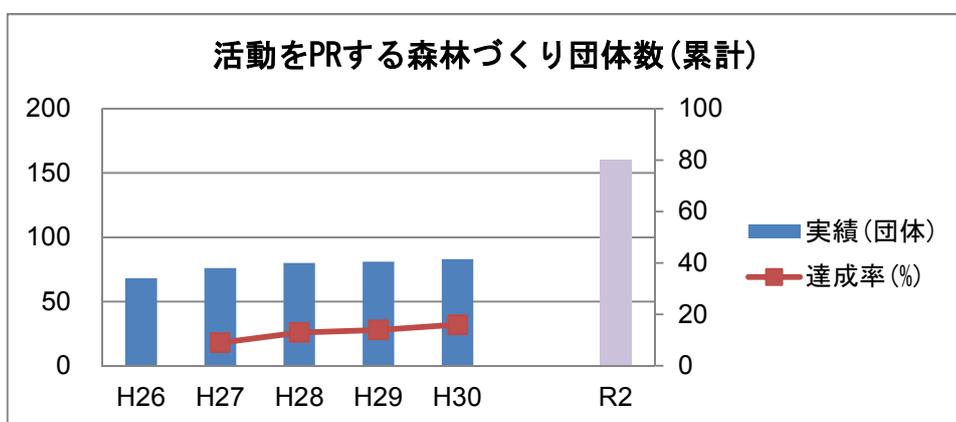


戦略プロジェクト2 多様な主体との協働により進める森林・林業・山村づくりプロジェクト

- ・地域住民やボランティアなどの森林づくり団体数は、100以上組織されているが、「森づくりネット・しが」への登録団体は、83団体にとどまっている。今後も活動の輪が広がるよう、様々な支援をおこなっていく。

- ・琵琶湖森林づくりパートナー協定は24箇所締結された。今後も活動場所、受け入れ側、企業側双方のニーズの把握、調整に努め、協定箇所を増やしていく必要がある。

| 指標 | 平成26年度 (計画策定時) | 令和2年度 (目標) | 平成30年度 (実績) | 達成率 |
|------------------------------------|-------------------|---------------|----------------|-----|
| 活動をPRする森林づくり団体数(累計) | 68 | 160 | 83 | 16% |
| 琵琶湖森林づくりパートナー協定(企業の森)締結数(累計) | 23 | 35 | 24 | 8% |
| 全国植樹祭における苗木のホームステイ・スクールステイに参加する主体数 | — | 280 | 139 | — |
| 森林・林業・山村づくりモデル地域数 | — | 5 | — | — |



基本施策3 森林資源の循環利用の促進

【これまでの取組の成果】

- ・ 高性能林業機械の導入や路網整備など、県産材の生産体制の整備を実施。
- ・ 木材流通センターを核とし、需給情報の発信や出荷量の調整を行い、県産材の流通体制の整備を促進。
- ・ びわ湖材産地証明制度により、県産材の地産地消を促進。

- ・住宅や公共施設建築や木製品など様々な用途で県産材の利用を促進することで、森林整備の促進やCO2の固定による地球温暖化防止に貢献。

【課題】

- ・県産材の素材生産量は森林資源の蓄積増加量に比べ小さい状況。公益的機能の発揮と両立する木材の安定供給体制の整備が必要。
- ・川中対策として、需要に的確に対応する製品の供給体制づくりが必要。
- ・住宅や公共建築物、民間の建築物などへの利用やCLTなど新たな需要を創出することにより、県産材の一層の利用を図ることが必要。

(1) 林業活動の活性化による森林資源の活用 (川上)

- ・林地の集約化や、高性能林業機械の導入や作業道等の路網の整備により、低コスト施業を推進し、県産材の生産体制の確保に取り組んだ。

(2) 県産材の流通・加工体制の整備 (川中)

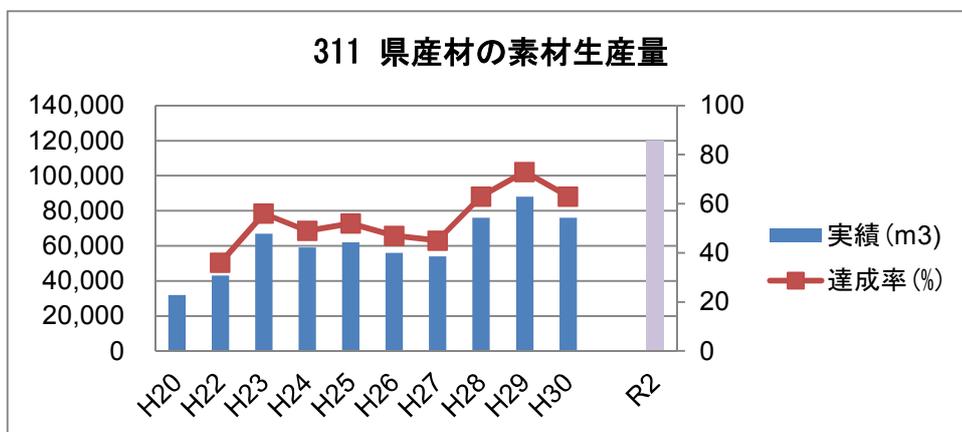
- ・びわ湖材証明制度を推進し、県産材の地産地消に取り組んだ。
- ・木材流通センターの整備支援と、需給情報の調整など、センターが核となる県産材流通体制の整備を推進した。

(3) 県産材の有効利用の促進 (川下)

- ・県産材について、住宅や公共施設での利用に取り組んだ。また地域での木質バイオマスのエネルギー利用や森林資源の利用にかかる研究開発への支援に取り組んだ。
- ・県産材の素材生産量は、川上～川下までの対応、すなわち生産体制や流通・加工体制の整備、また利用の促進に取り組んだ結果、着実に増加が図られ、平成30年度には76千m³となっている。引き続き目標の達成に向け、県産材の循環利用の促進に取り組む必要がある。

県産材の利用の促進

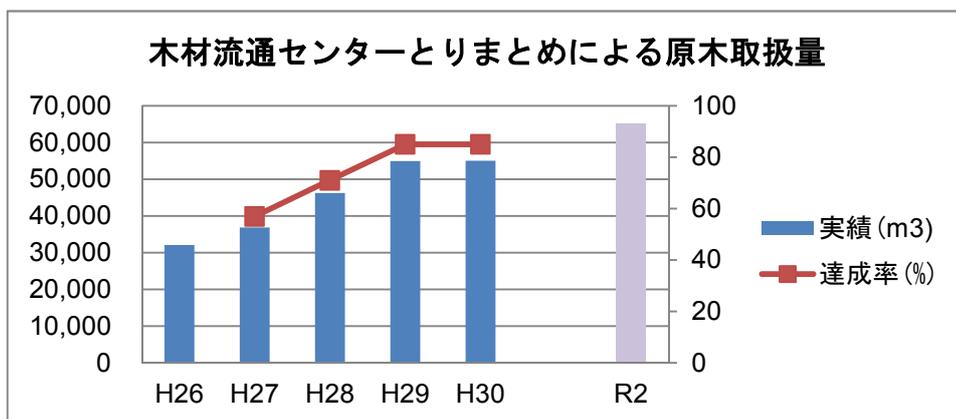
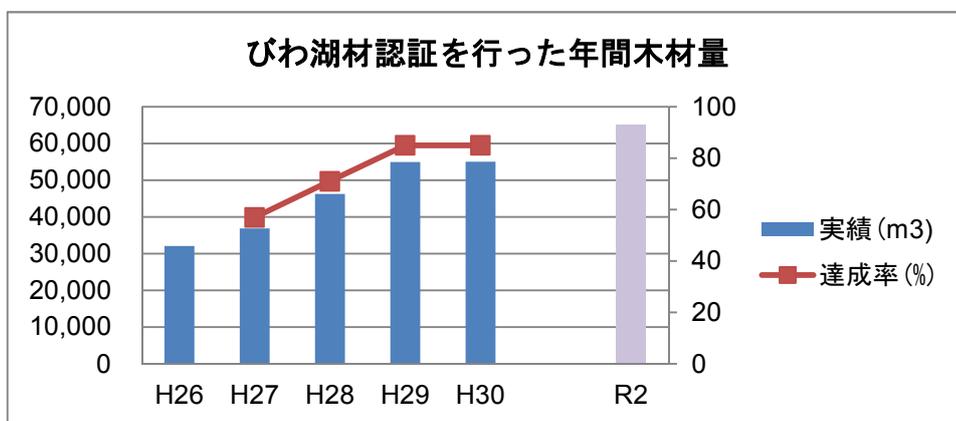
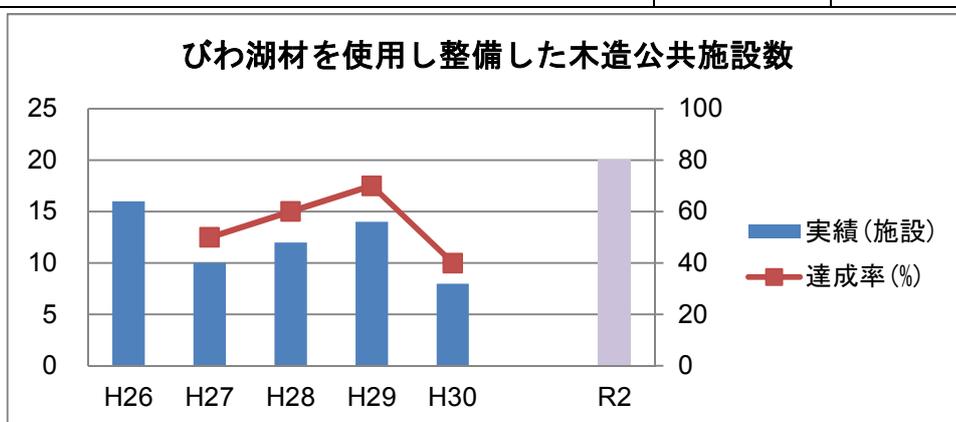
| 指標 | 平成20年度 (計画策定時) | 令和2年度 (目標) | 平成30年度 (実績) | 達成率 |
|--------------------------------|-------------------|---------------|----------------|-----|
| 311 県産材の素材生産量(m ³) | 32,000 | 120,000 | 76,000 | 63% |



戦略プロジェクト3 森林資源の循環利用促進プロジェクト

- ・びわ湖材を使用し整備した木造公共施設数は平成30年度で8棟であった。公共施設の建築需要にびわ湖材が的確に対応できるよう支援を行うこととする。
- ・びわ湖材認証を行った木材量は増加しており、びわ湖材認証制度が浸透している。一方で必要なときに揃わないなど、供給面での課題がある。

| 指標 | 平成26年度 (計画策定時) | 令和2年度 (目標) | 平成30年度 (実績) | 達成率 |
|---------------------------|-------------------|---------------|----------------|------|
| びわ湖材を使用し整備した木造公共施設数 | 16 | 20 | 8 | 40% |
| びわ湖材認証を行った年間木材量(m3) | 32,109 | 65,000 | 55,020 | 85% |
| 木材流通センターとりまとめによる原木取扱量(m3) | 10,012 | 40,000 | 44,009 | 110% |
| 県内の素材需要量(m3) | — | 120,000 | 81,000 | — |



基本施策4 次代の森林を支える人づくりの推進

【これまでの取組の成果】

- ・ 集落会議等を通じて森林所有者へ森林整備の重要性等を普及啓発し、森林づくりへの理解や意欲の高揚を促進
- ・ 効率的な森林施業や森林資源の有効活用を図るため、林業就業者や森林施業プランナーの確保・育成を推進。
- ・ 延べ約14万人の子どもたちへ森林環境学習「やまのこ」を実施、次代の森林を支える人づくりに貢献。

【課題】

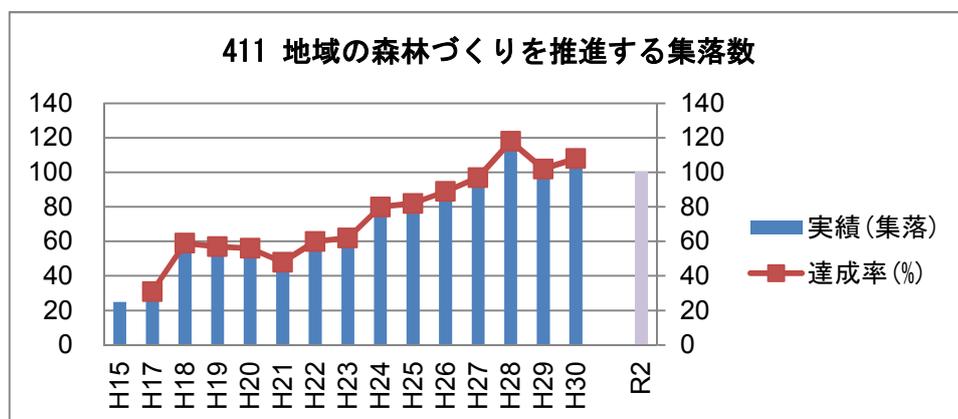
- ・ 新規林業就業者の確保や育成、既就業者の技能向上、放置林対策等を行う市町の体制支援など、森林・林業にかかる総合的な人材育成が必要。
- ・ 森林整備を担う森林組合の経営改善に資する広域合併などの体制づくりが必要。
- ・ 森林の働きや重要性や木材利用の意義などについて県民の理解を促進していくため、幼児から大人まであらゆる世代に対し、森林環境学習や「木育」を実施することが必要。

(1) 森林所有者の意欲の高揚

- ・ 森林所有者や林業従事者に、森林整備等に関する情報の提供や技術指導などを実施し、林業への意欲の高揚に取り組んだ。
- ・ 地域の森林づくりを推進する集落数は目標に達することができ、森林所有者等の意欲の高揚につながったと考えられる。

森林所有者等の意欲の高揚

| 指標 | 平成15年度 (計画策定時) | 令和2年度 (目標) | 平成30年度 (実績) | 達成率 |
|----------------------|-------------------|---------------|----------------|------|
| 411 地域の森林づくりを推進する集落数 | 25 | 100 | 108 | 108% |

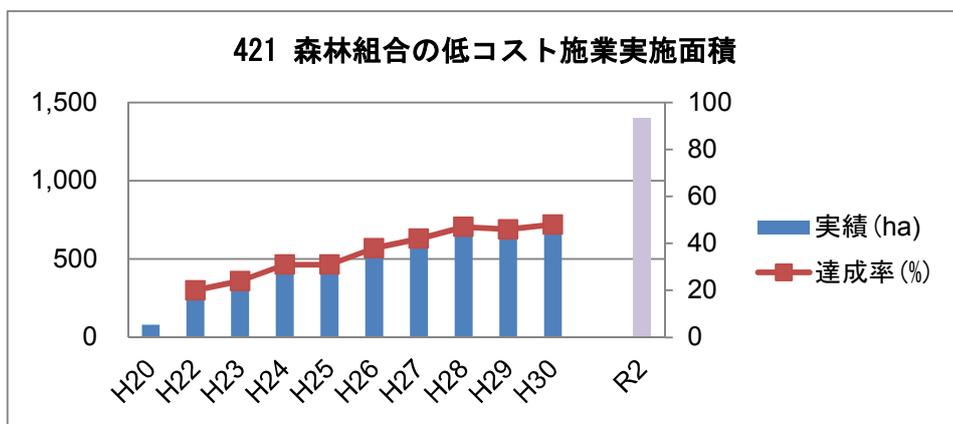


(2) 林業の担い手の確保・育成

- ・ 林業従事者や森林施業プランナーなどの人材育成に取り組んだ。
- ・ 森林組合の効率的な作業システムによる取組の指標である低コスト施業実施面積は、600ha あまりの実績となり、増加傾向にある。今後も多くの施業地で、効率的な作業が実施されるよう支援していく必要がある。

森林組合の活性化

| 指標 | 平成 20 年度 (計画策定時) | 令和 2 年度 (目標) | 平成 30 年度 (実績) | 達成率 |
|--------------------------|---------------------|-----------------|------------------|-----|
| 421 森林組合の低コスト施業実施面積 (ha) | 80 | 1,400 | 667 | 48% |



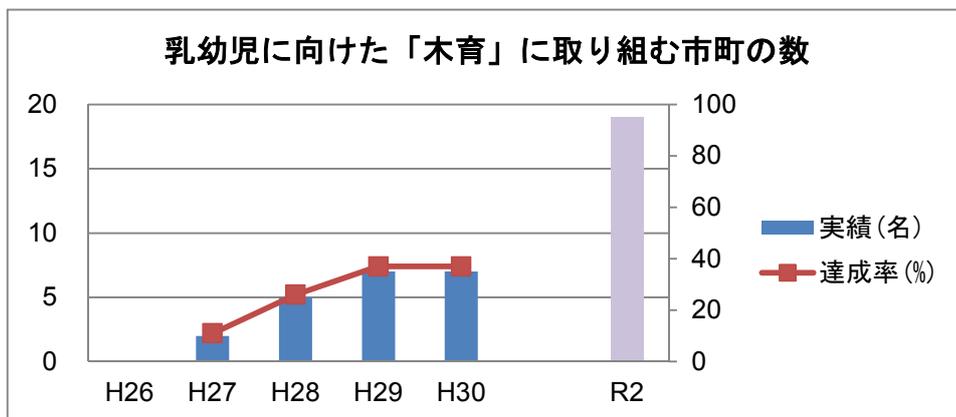
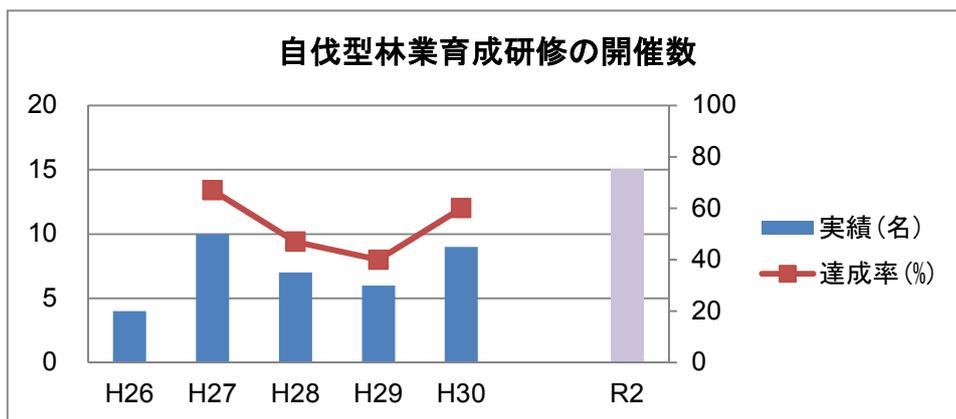
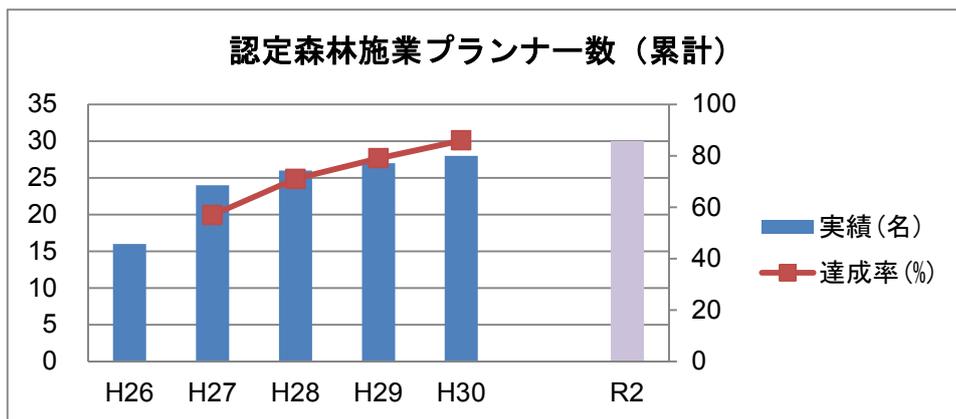
(3) 森林環境学習の推進

- ・ 「やまのこ」をはじめとする森林環境学習や様々な世代を対象に「木育」の普及啓発に取り組んだ。

戦略プロジェクト4 次代の森林を支える人づくり推進プロジェクト

- ・ 認定森林施業プランナー数については、研修など啓発に取り組んだ結果、着実に増加し、全森林組合で配置することができている。
- ・ 自伐型林業育成研修会は平成 30 年度で 9 回開催することができた。自伐型林業を推進することは森林所有者の林業経営意欲の向上や森林づくりへの理解の促進に有効であることから、全域で研修会に取り組む、林業グループの活動支援を行う必要がある。
- ・ 木育活動は 7 市町で取り組まれた。県内市町全域で取り組むことを目標としており、民間の取り組みも含めて活動を盛り上げ、木を使うことへの理解を醸成する必要がある。

| 指標 | 平成 26 年度 (計画策定時) | 令和 2 年度 (目標) | 平成 30 年度 (実績) | 達成率 |
|----------------------|---------------------|-----------------|------------------|-----|
| 認定森林施業プランナー数 (累計) | 16 | 30 | 28 | 86% |
| 自伐型林業育成研修会の開催数 (回) | 4 | 15 | 9 | 60% |
| 乳幼児に向けた「木育」に取り組む市町の数 | 0 | 19 | 7 | 37% |



琵琶湖森林づくり基本計画に示す基本施策4つの柱の考え方(案)

琵琶湖森林づくり条例に示す基本理念

第3条

森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に応じて推進されなければならない。

2 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることに鑑み、県民の主体的な参画により推進されなければならない。

3 森林づくりは、森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

4 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であることに鑑み、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切な森林施業の実施を確保することにより、推進されなければならない。

5 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その担い手を将来にわたり確保することの重要性に鑑み、次代を担う青少年をはじめとする県民の森林の多面的機能についての理解を深め、森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

現基本計画に示す基本施策

【基本方針】

- ・ 森林の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくり
- ・ 県民全体で支える森林づくり

【基本施策】

1 環境に配慮した森林づくりの推進

- ・ 水源林の適正な保全・管理
- ・ 持続可能な森林整備
- ・ 生物多様性の保全

2 県民の協働による森林づくりの推進

- ・ 多様な主体による森林づくり
- ・ 県民の主体的な参画

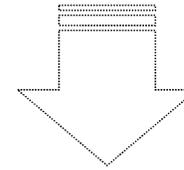
3 森林資源の循環利用の促進

- ・ 林業活動の活性化
- ・ 県産材の流通・加工体制整備
- ・ 県産材の有効利用

4 次代の森林を支える人づくりの推進

- ・ 森林所有者の意欲高揚
- ・ 森林組合の活性化
- ・ 森林環境学習推進

※第2期計画において重視する課題



頻発する台風や集中豪雨など気象災害に対応し、災害に強い森林づくりを推進

過疎化・高齢化が進む農山村地域において、地域の森林の適切な管理を図るため、地域資源を活用した活性化を促進

県産材を活用した林業の成長産業化の促進や木材利用の重要性等への理解を促す「木育」の推進

林業への新規就業者の確保や既就業者への技術指導等の人材育成の推進

第2期計画の基本施策(案)

【基本方針】

- ・ 琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくりの推進

【基本施策】

1 森林づくり

～県民の安心・安全な暮らしに貢献する森林づくり～

2 地域づくり

～多様な主体との協働により進める森林・林業・山村づくり～

3 産業づくり

～森林資源の循環利用による川上から川下に至る林業・木材産業の活性化～

4 人づくり

～豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり～

琵琶湖森林づくり基本計画（第 2 期）骨子（案）

1 はじめに

（1）策定の趣旨

第 1 期計画の成果とその評価や対応すべき課題を踏まえ、森林・林業に関する具体的な施策の方向を示す。

（2）計画の位置づけ

- ・琵琶湖森林づくり条例第 9 条に基づく法定計画
- ・滋賀県基本構想や第 5 次環境総合計画に基づき、他の計画と調和
- ・森林法に基づく地域森林計画と整合

（3）計画期間

2021 年度～2030 年度（10 年間）

2 森林・林業を取り巻く現状と課題

（1）全国の動き

- ・自然災害の頻発
- ・森林・林業・木材産業の S D G s への貢献
- ・森林吸収源対策としての役割の高まり
- ・森林経営管理法の施行
- ・森林環境税・森林環境譲与税の創設
- ・I C T を活用した新たな森林管理手法やスマート林業へのニーズの高まり
- ・非住宅等への木材利用の増加

（2）滋賀県の現状と課題

- ・利用期を迎え成熟する一方伐採が進まず高齢化が進む人工林資源
- ・頻発する台風や集中豪雨などの気象災害による風倒木等被害の増加
- ・農山村地域における過疎化・高齢化の進行、適切な管理が行われない森林の増加
- ・川上から川下までを通じた県産材利用の一層の促進
- ・第 72 回全国植樹祭を機に県民一丸となって琵琶湖の水源林を守り育てる取組の推進
- ・市町が中心となる新たな森林経営管理制度の推進
- ・林業の成長産業化や森林の適切な経営管理に不可欠な林業従事者の確保、人材育成の推進

3 琵琶湖森林づくり基本計画（第 1 期）の取組総括

（1）これまでの取組

- ・現基本計画の取組の成果と課題（目標達成度による評価）
- ・琵琶湖森林づくり事業の実績

4 基本計画が目指す森林づくりの方向

(1) 琵琶湖森林づくり条例に規定する基本理念

(基本理念)

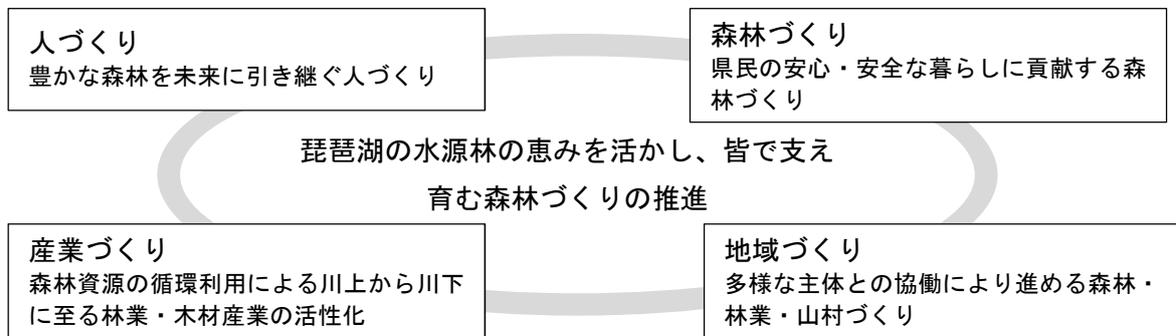
- 第3条 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に応じて推進されなければならない。
- 2 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることに鑑み、県民の主体的な参画により推進されなければならない。
- 3 森林づくりは、森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。
- 4 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であることに鑑み、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切な森林施業の実施を確保することにより、推進されなければならない。
- 5 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その担い手を将来にわたり確保することの重要性に鑑み、次代を担う青少年をはじめとする県民の森林の多面的機能についての理解を深め、森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

(2) 基本方針

ア 基本理念の実現に向けた「目指す方向」

「琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくりの推進」

この方向に基づき、次の4つの方針を定める



①森林づくり ～県民の安心・安全な暮らしに貢献する森林づくり～

重視する機能に応じた森林づくりへの誘導（木材生産機能重視、公益的機能重視）
災害に強い森林づくりの推進

②地域づくり ～多様な主体との協働により進める森林・林業・山村づくり～

県民協働による森林づくりと「やまの健康」への貢献

③産業づくり ～森林資源の循環利用による林業の成長産業化～

素材生産の強化、県内木材需要への貢献、林業産出額の向上

④人づくり ～豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり～

森林・林業の担い手育成、あらゆる世代や地域への森林環境育・木育の推進

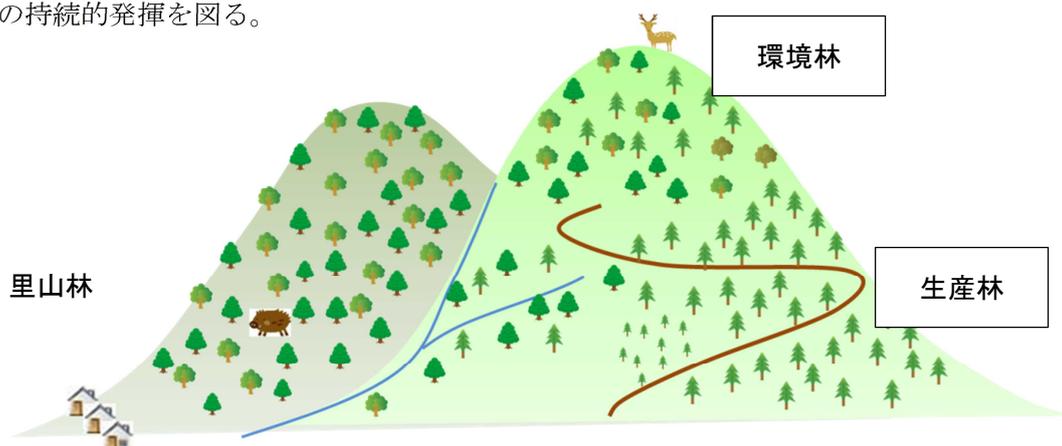
イ 基本理念に基づく施策の方向性

◆方針1 森林づくり ～県民の安全・安心な暮らしに貢献する森林づくり～

琵琶湖の水をはぐくむ水源かん養等の多面的機能を高度に発揮させ、また災害に強い森林づくりを推進し県民の安心・安全につなげる。

①目指す森林の姿

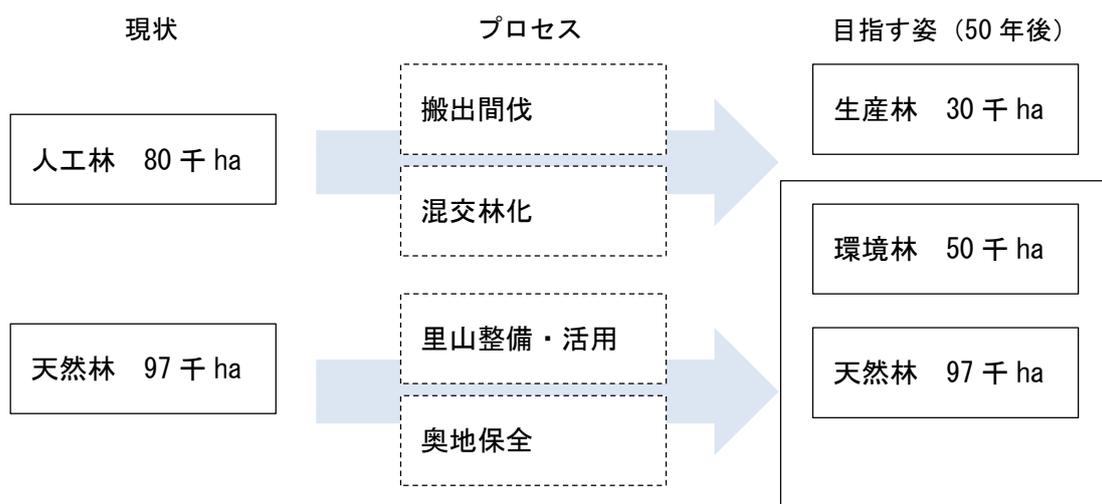
森林の状況や機能に着目し、重視すべき機能に応じた最適な整備を行うことにより、多面的機能の持続的発揮を図る。



②各区分のイメージ

| 名称 | イメージ | 備考 |
|-----|------------------------|----|
| 生産林 | 木材生産機能を重視、林業生産活動を推進 | |
| 環境林 | 公益的機能を重視、針広混交林や複層林等へ誘導 | |

③将来を見据えた誘導の考え方



※全体として「災害に強い森林づくり」を目指す

○目標指標

- ・10年間の森林整備面積
- ・10年間の再造林面積

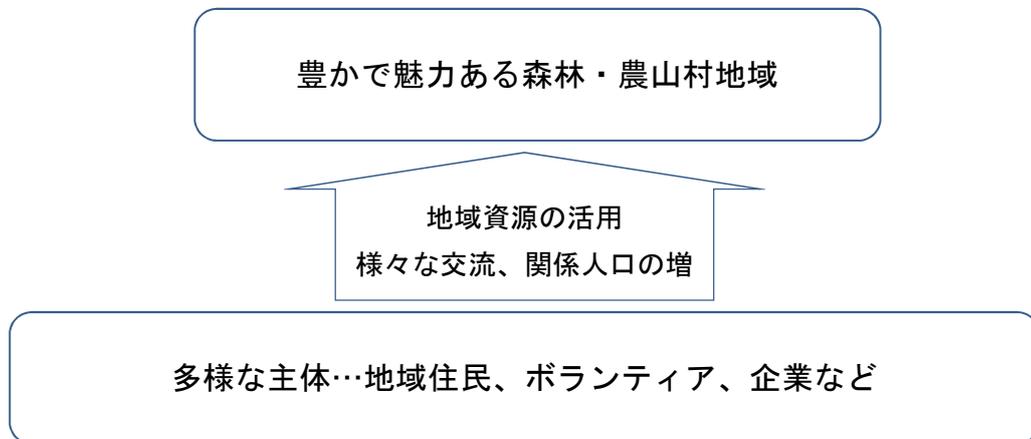
◆方針2 地域づくり ～多様な主体との協働により進める森林・林業・山村づくり～

森林づくりへの県民の理解と積極的な参加を促し、森林づくりと山村の活性化を一体的に推進する。

①目指す地域の姿

現在、農山村地域では、過疎化・高齢化により地域の森林の適切な管理が困難となっています。こうした地域が今後も持続的に森林を支えていくには、森林を活用しながら地域を維持していくための様々な基盤づくり・環境づくりが必要である。

また、様々な森林資源や地域資源に着目し、これを有効に活用して、地域外の多くの人々との交流を生み出すことで、地域の活性化を図る。



○目標指標

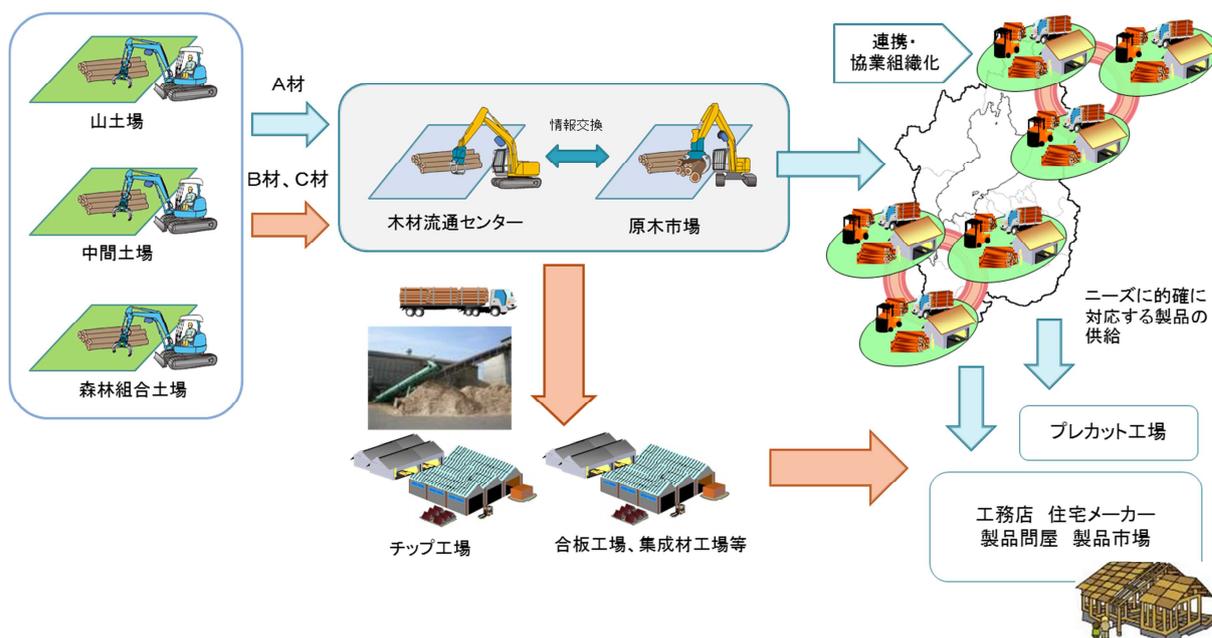
- ・森林づくり活動の参加団体数
- ・地域資源の活用に取り組む森林・山村地域の数

◆方針3 産業づくり ～森林資源の循環利用による林業の成長産業化～

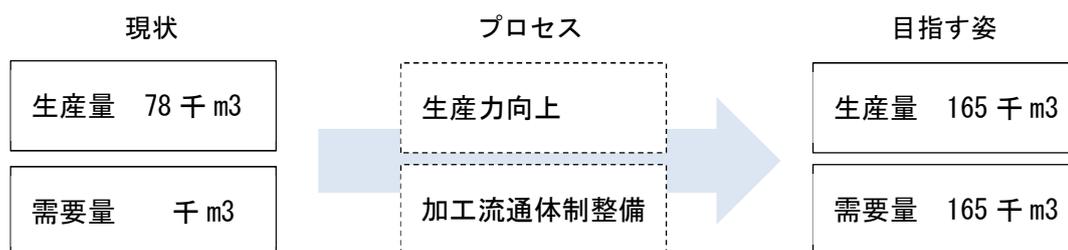
森林資源の循環利用を促進することにより、川上から川下に至る林業・木材産業の活性化を図る。

①目指す林業・木材産業の姿

- ・ 持続可能な森林経営の確立
- ・ 県産材の加工・流通体制の整備
- ・ 様々な用途で需要を創出し、県産材の活用を促進



②将来を見据えた誘導の考え方



○目標指標

- ・ 10年後の素材生産量
- ・ 10年後の県産材需要量

◆方針4 人づくり ～豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり～

森林づくりの担い手の確保・育成を図るとともに、次代を担う子どもたちへの森林環境学習や木育を推進する。

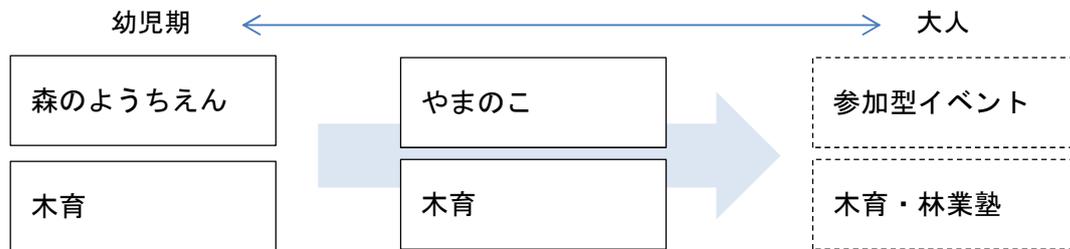
①目指す人づくりの姿

【森林・林業の担い手の確保・育成】

「滋賀もりづくりアカデミー」を中心とし、既存就業者の能力向上、新規就業者の人材育成、また新たな森林管理制度に対応する市町職員の人材育成を行う。

【森林環境学習】

あらゆる世代への森林環境学習や木育を推進し、森林の重要性や県産材を使うことの意義への理解を広める。



○目標指標

「滋賀もりづくりアカデミー」で学ぶ技術者数

「木育」を実践する取組数

5 施策

【施策の概要】

| | 基本方針 | 具体的な施策展開 |
|------|--|------------|
| 目指す姿 | 方針1 県民の安心・安全な暮らしに貢献する森林づくり | 施策1 |
| | 方針2 多様な主体との協働により進める森林・林業・山村づくり | 施策2 |
| | 方針3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化 | 施策3 |
| | 方針4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり | 施策4 |

施策1 県民の安心・安全な暮らしに貢献する森林づくり

- (1) 森林の多面的機能の高度発揮
- (2) 適切な森林整備や危険木の伐採等による災害リスクの低減
- (3) 生物多様性の保全

○成果指標

施策2 多様な主体との協働により進める森林・林業・山村づくり

- (1) 多様な主体による森林づくりの推進
- (2) 森林の整備・林業の振興と山村の活性化の一体的な推進

○成果指標

施策3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化

- (1) 集約化施策、効率的な森林施策、ICTを活用したスマート林業の推進
- (2) 多様で競争力のある県産材の加工・流通体制の整備
- (3) あらゆる用途への県産材の活用

○成果指標

施策4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくりの推進

- (1) 林業の担い手の確保・育成
- (2) 次代を担う人々への理解の醸成
 - ア あらゆる世代への森林環境教育、木育の推進
 - イ 森林所有者の理解、意欲の高揚

○成果指標

6 推進体制

7 資料編

琵琶湖森林づくり条例

平成16年3月29日滋賀県条例第2号

改正

平成16年10月25日 条例第38号

平成27年3月23日 条例第28号

琵琶湖森林づくり条例をここに公布する。

琵琶湖森林づくり条例

滋賀の森林は、県土のおよそ2分の1を占め、すぎ、ひのきなどの人工林、あかまつ、こなら、ぶななどの天然林が豊かに広がり、琵琶湖と一体となった滋賀独特の四季折々の風景をつくりだしている。

これらの森林は、生命の源である清らかな水をたくわえ、県土を保全して洪水などから私たちの暮らしを守るとともに、多様な動植物の生息または生育の場を提供するなど様々な役割を果たしてきた。

そして、これらの森林に取り囲まれ、豊かな水をたたえる琵琶湖から、私たちをはじめその下流域の人々も多くの恩恵を受けてきた。その琵琶湖の水をはぐくんでいるのは、周りを囲む山々の森林であり、琵琶湖の恵みはとりもなおさず緑豊かな森林からの恵みである。

まさに、滋賀の森林は、琵琶湖や人々の暮らしと切り離すことができない、何ものにも代えがたい貴重な財産である。

我が国では、戦後、国土の保全、拡大する木材需要等に対応するため、積極的にすぎ、ひのきなどの植林が行われてきたものの、生活様式の変化などによる薪炭から化石燃料への転換や高度経済成長期からの木材輸入の増加などにより、木材等の林産物の生産を通じて森林づくりを支えてきた林業が大きな打撃を受け、今日まで構造的な不振の状況にある。その結果、県内においても適切な手入れがされないまま放置されている森林が見られるようになってきた。このままでは琵琶湖の水源かん養はもとより、県土の保全などの森林の多面的機能が損なわれ、私たちの暮らしに深刻な影響をもたらすことが危惧（ぐ）される。

今こそ私たちは、利便性や効率性を追求するあまり忘れかけてきた森林を慈しむ心の大切さを再認識し、森林の多面的機能を見つめ直す必要がある。ここに、私たちは、森林づくりに主体的に参画し、琵琶湖の下流域の人々とともに、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、琵琶湖森林づくり条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、森林づくりについて、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めて、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、森林の多面的機能が持続的に発揮されるようにし、もって琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林づくり 森林を守り、または育てることをいう。
- (2) 森林の多面的機能 水源のかん養、県土の保全、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森林所有者 県内に所在する森林の所有者（国および市町を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に応じて推進されなければならない。

2 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることに鑑み、県民の主体的な参画により推進されなければならない。

3 森林づくりは、森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

4 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であることに鑑み、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切な森林施業の実施を確保することにより、推進されなければならない。

5 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その担い手を将来にわたり確保することの重要性に鑑み、次代を担う青少年をはじめとする県民の森林の多面的機能についての理解を深め、森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める森林づくりについての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、森林づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。

2 県は、森林づくりの推進に当たっては、市町および国と相互に連携を図るものとする。

3 県は、県内の森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることに鑑み、県の実施する森林づくりに関する施策について、当該下流域の人々の協力が得られるよう努めるものとする。

(森林所有者の責務)

第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、その所有する森林について、森林の多面的機能が確保されることを旨として、森林づくりに努めなければならない。

2 森林所有者は、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(森林組合の責務)

第6条 森林組合は、基本理念にのっとり、地域における森林の経営の中核的な担い手として、森林づくりおよび森林資源の有効な利用の促進に積極的に取り組むとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、森林がもたらす恵みを楽しんでいることを深く認識し、森林づくりに関する活動に積極的に参加するとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、森林の多面的機能の確保に配慮するとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本計画)

第9条 知事は、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、森林づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民、森林所有者等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

- 4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県森林審議会の意見を聴くものとする。
- 5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(環境に配慮した森林施業等の推進)

第10条 県は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域の自然的条件および社会的条件を踏まえ、環境に配慮した森林施業その他の当該地域の森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を計画的に推進するため、次項から第5項までに定める措置その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、県内の森林整備の現状に鑑み、間伐の推進を図ることが特に重要であることから、総合的かつ計画的な間伐対策を講ずるものとする。
- 3 県は、適切な森林施業が行われるためには森林の土地の境界の明確化が重要であることから、その境界の明確化が速やかに行われるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、自ら適切な森林施業を行うことが困難である森林所有者が他の森林所有者との共同施業、森林組合に対する委託等により適切な森林施業を行うことができるよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 5 県は、鳥獣（鳥類または哺乳類に属する野生動物をいう。）による森林に係る被害に関し、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀県条例第4号）に定めるもののほか、必要な措置を講ずるものとする。

(樹齢が特に高い樹木のある森林の保全)

第11条 県は、樹齢が特に高い樹木が相当数存在する森林が、多様な動植物の生息地および生育地であり、かつ、地域の人々の文化と密接に関わりのあるものであることに鑑み、滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）その他関係法令に定めるもののほか、当該森林を保全するために必要な措置を講ずるものとする。

(水源のかん養機能の維持および増進)

第12条 県は、森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることに鑑み、森林の有する水源のかん養機能の維持および増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(県民の主体的な参画の促進等)

第13条 県は、森林づくりに関し県民の主体的な参画を促進し、および琵琶湖等の下流域の人々の協力を得るため、情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずることにより、森林の多面的機能についてこれらの者の理解を深めるとともに、これらの者またはこれらの者が組織する団体が行う森林づくりに関する活動に対して、必要な支援を行うものとする。

(里山の保全の推進)

第14条 県は、集落周辺にあつて、薪炭用材の採取等を通して維持もしくは管理がなされており、またはかつてなされていた森林（以下「里山」という。）の整備およびその多面的な利用を促進することにより里山の保全を図るため、里山の所有者および里山を整備し、または多面的に利用しようとする県民等が協働して行う活動に対して、必要な支援を行うものとする。

(流域における森林づくりに関する組織の整備の促進)

第15条 県は、流域を単位とした森林づくりを適切かつ効果的に推進するため、その流域の森林づくりの在り方、進め方等について、県、市町等への提案その他の活動を行うことを目的とし、地域住民、森林所有者、森林づくりに関する活動を行う団体等によって構成される組織の整備の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間)

第16条 県民および琵琶湖等の下流域の人々が広く森林のもたらす恵みについての理解と関心を深め、森林づくりに関する活動に積極的に参加する意欲を高めるため、びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間を設ける。

2 びわ湖水源のもりの日は10月1日とし、びわ湖水源のもりづくり月間は同月とする。

3 県は、びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(県産材の利用の促進)

第17条 県は、県産材の利用を促進するため、県産材に関する情報の提供および知識の普及、住宅、公共建築物等における県産材の利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県産材の利用の促進に当たっては、県産材が適切に供給されることが重要であることに鑑み、県産材の生産、加工および流通の合理化の促進その他の県産材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(森林資源の有効な利用の促進)

第18条 県は、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の有効な利用を促進するため、森林資源の有効な利用に関する調査研究および技術開発の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(森林所有者の意欲の高揚等)

第19条 県は、森林所有者の森林づくりに対する意欲の高揚を図るため、適切な森林整備に関する情報の提供、技術の指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、林業労働に従事する者の確保および育成を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(森林組合の活性化)

第20条 県は、森林組合が地域の特性に応じた森林の経営の中核的な担い手としての役割を果たすこととなるよう、組織体制の充実、人材の育成その他の森林組合の活性化のための取組に対して、必要な支援を行うものとする。

(森林環境学習の促進)

第21条 県は、森林づくりを支える人材を育成するため、森林内での体験活動の場の提供、情報の提供その他森林の多面的機能についての理解と関心を深めることとなる森林環境学習の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第22条 県は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林づくりの状況等の公表)

第23条 知事は、毎年、森林づくりの状況および県の森林づくりに関する施策の実施状況を公表するものとする。

(規則への委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成16年条例第38号抄)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第66号で平成17年1月1日から施行)

付 則 (平成27年条例第28号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。